

# 国家外国専門家局文書

外專発〔2017〕36号

## 外国人訪中就労許可サービスガイドライン (暫定施行)の印刷発行に関する 国家外国専門家局の通知

各省、自治区、直轄市及び副省級都市の外国専門家局、新疆生産建設兵団外国専門家局 御中

国務院行政審査認可制度改革業務指導小グループ事務室は、「外国人入国就業許可証」と「外国専門家訪中業務許可証」を「外国人訪中就労許可証」に一本化し、国家外国専門家局が実施の責任を負うことを決定した。地方の人民政府は実際の状況を参考に執行する。各層の外国人就労管理機関が外国人訪中就労許可業務を全面实施できるよう導くため、『外国人訪中就労許可サービスガイドライン(暫定施行)』を制定した。ここに、これを諸君に印刷発行する。試行段階において、意見や建議のある場合、国家外国専門家局政策法規司まで直ちに提起されたい。

連絡担当者： 壯曉舒 邱旭生  
電話番号： 010-68948899-50409/50416

付属書類： 外国人訪中就労許可サービスガイドライン(暫定施行)



付属書類 1

プロジェクト番号： D 50001

## 外国人訪中就労許可サービスガイドライン (暫定施行)

発行日時：2017年3月29日

実施日時：2017年4月1日

公布機関：国家外国専門家局

## 1. 適用範囲

本ガイドラインは、中華人民共和国内の法に従い設立された雇用者が外国人を雇用しその訪中就労許可の申請と手続を行う場合に適用し、審査認可の対象は、外国人を雇用する雇用者及び外国人とする。

## 2. 審査形式

認可に先立ち審査を行う。

## 3. 法的根拠

(1) 『中華人民共和国行政許可法』

(2) 『中華人民共和国出入国管理法』第41条

外国人が中国国内で就労するには、規定に従い就労許可及び就労にかかる居留証を取得しなければならない。如何なる事業者及び個人も就労許可及び就労にかかる居留証を取得していない外国人を雇用してはならない。

(3) 『中華人民共和国外国人出入国管理条例』第7条

R 査証を申請するには、中国政府の関連所管機関の定める外国ハイレベル人材及び緊急に必要な専門人材誘致の条件及び要求を満たし、規定に従い相応の証明書類を提出しなければならない。Z 査証を申請するには、規定に従い就労許可などの証明書類を提出しなければならない。

同法第16条

就労にかかる居留証を取得するには、就労許可などの証明書類を提出しなければならない。国が必要とする外国ハイレベル人材及び緊急に必要な専門人材に該当する場合、規定に従い関連する証明書類を提出しなければならない。

(4) 国務院行政審査認可制度改革業務指導小グループ弁公室『外国人訪中就労許可事項を一本化することについての意見書簡』（審改弁函〔2015〕95号）

## 4. 受理機関

省級人民政府及び新疆生産建設兵団の外国人就労管理機関及び法に則りその授權を受けた地方人民政府の外国人就労管理機関もしくはこれが委託した機関。

## 5. 決定機関

省級人民政府及び新疆生産建設兵団の外国人就労管理機関及び法に則りその授權を受けた地方人民政府の外国人就労管理機関。

## 6. 許可数量制限

(1) A クラス——外国ハイレベル人材

許可数量の制限を行わない。

(2) B クラス——外国専門人材

市場需要に基づき許可数量を制御する。

(3) C クラス——その他の外国人

許可数量の制限を国の規定に従い行う。具体的な数量制限は外国人訪中就業管理サービスシステムにて照会できる。

## 7. 申請条件

### (1) 雇用者の基本条件

- ①法に則り設立され、重大な違法による信用失墜記録の無いこと。雇用する外国人が従事する職務は、特殊な需要があり、暫時、国内には適当な人材が不足しており、国家の関連規定に違反しない職務でなければならない。雇用する外国人に支払う給与・報酬は現地最低賃金基準を下回ってはならない。
- ②法令によって業界所管機関の予備審査を行うべきであると規定するものについては、認可を取得しなければならない。

### (2) 申請人の基本条件

- ①満 18 歳以上の者で、身体が健康で、犯罪記録がなく、国内に定まった合法的な雇用者があり、その職務に必要な専門技能や適合する知的レベルを有していなければならない。
- ②従事する職務が中国の経済社会の発展の必要性に適合し、国内で緊急に必要な専門人材でなければならない。
- ③法令に外国人の中国での就労について別段の定めがあるときはその規定に従う。

### (3) 外国ハイレベル人材 (A クラス)

外国ハイレベル人材とは、「優秀で国内に不足している人材」であり、市場の需要志向に適合し、中国の経済社会の発展に必要な科学者、科学技術分野を牽引する人材、グローバル企業家、専門的で特殊な人材などに該当する者及びポイント加算基準でハイレベル人材の基準を満たす人材を指す。外国ハイレベル人材は、必ずしも年齢、学歴や職歴の制限を受けない。具体的には、外国人訪中就業分類基準（試行）を参照。

### (4) 外国専門人材 (B クラス)

外国専門人材とは、外国人訪中就業目録及び職位需要に適合し、経済社会の発展に緊急に必要な人材であり、学士以上の学位と 2 年以上の関連する分野での職歴を持ち、年齢が満 60 歳を超えない者を指す。確かに必要性があり、イノベーション・スタートアップ人材、専門技能を有する人材、優秀な外国人卒業生、ポイント加算基準で専門人材の基準を満たす人材、及び政府間協議又は協定を執行すると認められる者については、年齢、学歴又は職歴などの制限を適切に緩和することがある。具体的には、外国人訪中就業分類基準（試行）を参照。国が、特殊人員や政府プロジェクト人員に対して、規定があるときは、その規定に従う。

(5) その他の外国人 (Cクラス)

その他の外国人とは、国内の労働力市場の需要を満たし、国の政策の規定に適合するその他の外国人をいう。具体的には、外国人訪中就労分類基準(試行)を参照。

(6) 下記条件を全て満たす申請には、認可を与える。

- ①外国人訪中就労管理機関の職権範囲に属する場合
- ②上記の訪中就労にかかる外国人の条件を満たす場合
- ③申請書類が真実に基づいており、不備なく、条件に適合する場合

(7) 下記状況の一つがある場合、認可しない。

- ①申請書類に不備がある場合
- ②申請書類が要求を満たしていない場合
- ③申請書類に虚偽がある場合
- ④申請者が訪中就労条件を満たしていない場合
- ⑤外国人訪中就労許可を与えることが好ましくないその他の状況

8. 申請書類目録

(1) 申請書類リスト

①雇用者又は委託を受けた専門サービス機構のシステム上でのアカウント登録

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	情報登録表	原本	1	電子データ	当該雇用者の社印を捺印する。	雇用者の外事部もしくは人事部の印、又は法に則り作成し、法定名称を冠した労働契約専用印の使用を授権されて捺印する場合には、社印授権書の届出を行う必要がある。
2	合法的な登記証明書	原本	1	電子データ	営業許可証、組織機構コード証、社会保険登記証、外国企業常駐代表機構登記証、又は国外非政府組織代表機構登記証書などをいい、既に	

					社会統一信用コードを有する場合は、社会統一信用コード証書を提出する。	
3	担当者や手続人の身分証明書	原本	1	電子データ		
4	業界許可証明文書	原本	1	電子データ	業界所管機関の予備審査を経なければならぬと法令で規定されている場合は業界所管機関の許可証明を提出する必要がある。	

## 注

1. 雇用者の登録情報に変更がある場合、変更書類を提供する必要がある。この場合、授権を経た外事部又は人事部の印を捺印してもよい。
2. 雇用者の事務場所、資本形態などの変更があった場合、関連行政機関の発行した批准書、営業許可証、社会統一信用コード又は組織機構コード証など法定の登記証明書を提出する必要がある。
3. 申請者が法定代表者又は首席代表に変更した場合、変更後の営業許可証、組織機構コード証、社会保険登記証又は外国企業常駐代表機構登記証及び代表証を提出する必要がある。
4. 多国籍企業、多国籍企業の中国地域本部（商務機関が認定）、企業グループ（『企業グループ登記証』、親会社及びメンバー会社を含む）、国家中央に属する企業及びその直轄の子会社、国家ハイテク技術企業（科学技術機関が認定）、国が認定する企業プロジェクト研究センター（発展改革機関が認定）、プロジェクト実験室（発展改革機関が認定）、プロジェクト技術研究センター（科学技術機関が認定）、企業技術センター（経済情報化機関が認定）及び地方技術イノベーションサービスプラットフォーム（科学技術機関が認定）などは、関連する証明書類を提出して、アカウントを登録した後は、許可を申請する場合、これらの証明書類を再度提出しなくてもよい。
5. 専門サービス機構に手続の代行を委託する場合、専門サービス機構が、実際に許可申請、期間延長、変更、抹消、再発行業務を行うときは、雇用者の授権委託書を提出し、受託業者及び実際の受託者、委託事項を明確にし、受託者の身分証番号及び電話番号を記入する必要がある。

②国外で外国人訪中就労許可を申請する場合（訪中就労期間が90日を超える場合、90日を含まない）

イ、「中華人民共和国外国人就労許可通知書」（略称「外国人就労許可通知書」）を申請する場合

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	外国人訪中就労許可申請書	原本/写し	1	紙/ 電子データ	システム上で記入し、プリントアウト後、申請者が署名し、（その写し又はファックス）に、雇用者の社印又は雇用者が授権した部門の印を捺印しシステムにアップロードする。	雇用者の社印には、法定名称印、及びシステム上で授権の届出、登録された外事部、人事部、労働契約業務の印章を含む。
2	職務経歴証明書	原本	1	紙/ 電子データ	申請者の以前就労していた雇用者が発行した現在雇用しようとする職務と関連のある職務経歴証明書を提出する。内容には、職位、就労期間又は以前行ったことのあるプロジェクトを含み、元雇用者の社印を捺印するか、又は担当者が署名し、企業担当者とその有効な電話番号やメールアドレスを記載しなければならない。	『外国人訪中就労分類基準』の外国ハイレベル人材（Aクラス）における、（1）中国の人材計画に入選した者、及び（2）国際的に認められた専門実績基準に適合する場合、誓約制を採用する。申請者が専門分野で有名な賞を獲得している場合、それを証明する書類を提出することができる。
3	最高学位（学歴）証明書又はその他の許可文書、職業資	原本	1	紙/ 電子データ	最高学位（学歴）証明書が、国外で取得されたものである場合、中国の在外大使館、領事館又は申請	『外国人訪中就労分類基準』の外国ハイレベル人材（Aクラス）

北京市大地法律事務所(仮訳)

	格証明書				<p>者が学位（学歴）を取得した国の在中大使館、領事館、又は中国の学歴認証機関にて認証する必要がある。</p> <p>最高学位（学歴）証書が、香港、マカオ特別行政区及び台湾地区で取得されたものである場合、中国の学歴認証機関にて認証するか、又は所在地の公証機関で公証する必要がある。</p> <p>最高学位（学歴）証書が、中国国内（大陸）で取得されたものである場合、学歴（学位）証書の原本を提出するのみでよい。</p> <p>中国法によって業界所管機関の予備審査を必要とするもの又は中国の参入許可類職業資格を持つ者は、業界所管機関の許可文書又は職業資格証明書を提出する必要がある。</p>	<p>における、（1）中国の人材計画に入選した者（2）国際的に認められた専門実績基準に適合する者（3）市場の動向に合致した奨励類職位に必要とされる外国人人材に適合する者（4）イノベーション・スタートアップ人材である場合、最高学位（学歴）については誓約制を採用する。国外の専門資格証明がある場合、中国の在外大使館、領事館又は専門資格証明を取得した国の在中大使館、領事館の認証を受けるか、又は公証機関で原本について公証を受ける必要がある。</p> <p>職業資格証明を香港、マカオ特別行政区及び台湾地区で取得した場合、所在地の公証機関にて原本について公証を受けなければならない。</p>
4	無犯罪記録証明書	原本	1	紙/ 電子データ	申請者の国籍に係る国又は常居所の警察、安全、裁判所な	外国ハイレベル人材（Aクラス）の場合、誓約制



				<p>どの機関が発行し、在外中国大使館、領事館又は外国の在中大使館、領事館にて認証しなければならない。</p> <p>香港、マカオ特別行政区及び台湾地区で発行された無犯罪記録証明書は、所在地の公証機関にて公証しなければならない。</p> <p>常居所とは、申請者が国籍国を離れた後1年以上連続して居住を行った国又は地域で、中国国内でない場所を指す。</p> <p>無犯罪記録証明書は発行後6ヶ月以内のものでなければならない。</p>	<p>を採用する。</p> <p>本人が無犯罪であることについて声明を出しただけの、無犯罪記録に係る宣誓文書は受理しない。</p> <p>外交機関（中国にある外国大使館、領事館を含む）が発行した、宣誓文書でない無犯罪記録に係る文書は、直接受理し、認証を必要しない。</p>
5	健康診断証明書	原本	1	紙/ 電子データ	<p>中国国内の検査検疫機関の発行した外国人体格検査記録認証証明又は健康検査証明書、又は中国国内の検査検疫機関が認可した国外の衛生医療機関の作成した健康診断証明書で、発行から6ヶ月以内のもの。</p> <p>中国国内の検査検疫機関が認可した国外の衛生医療機関のリストは、その国の中国在外大使館・領事館のウェブサイトを確認することができる。入国前に誓約制を採用し、入国後『中華人民共和国外国人就労許可証』の受け取り申請の際に、中国国内の検査検疫機関が作成した外国人体格検査記録認証証明</p>

					又は健康検査証明書を補充的に提出することもできる。
6	雇用契約書 又は辞令 (多国籍企業の派遣レターを含む)	原本 /写し	1	紙/ 電子データ	<p>中国語の契約書を提出する必要がある。また、申請者の署名と企業の社印を捺印する必要がある。書き直しは不可。許可決定機関により信義誠実の模範と認定された雇用者や、三年間にわたり不良信用記録の無い雇用者は、入国前に雇用契約書を提供できなければ辞令を提出し、入国後に『中華人民共和国外国人就労許可証』の受け取り申請の際に雇用契約書を提出することができる。記載が必要な内容については、先に提出する辞令と後に提出する雇用契約書が一致していなければならない。一致していない場合は、再度許可申請をしなければならない。しかし、給与の増額や職務(職位)の昇級の場合は、この限りでない。</p> <p>雇用契約書又は辞令(多国籍企業の派遣レターを含む)には、就労地、就労内容、給与、訪中就労の期間、職位、(署名)捺印ページを含まなければならない。</p> <p>辞令は、政府間、国際組織間協議や協定を履行する人員や、各種の在中代表処の首席代表・代表及び契約にかかるサービスの海外提供者に適用する。</p> <p>派遣レターは、多国籍企業の本部や地域本部の国外から経理など高級管理職及び専門の技術スタッフが国内の子会社や支店に派遣されてその職に就く場合に、多国籍企業の本部や地域本部が作成するものである。</p> <p>辞令(派遣レターを含む)が記載必要内容を欠く場合は、別途</p>

						<p>証明書を提出して説明しなければならない。</p> <p>多国籍企業の中国地域本部が経理など高級管理職及び専門の技術スタッフを国内の子会社や支店に派遣してその職に就かせる場合、派遣レターを提出するほか、多国籍企業の中国地域本部と締結した雇用契約書を提出しなければならない。</p>
7	申請者の旅券又は国際旅行証	原本	1	紙/ 電子データ	旅券又は国際旅行証の情報ページ	旅券の有効期間は6カ月を下回ってはならない。
8	申請者の6カ月以内に撮影した正面脱帽の証明写真	原本	1	電子データ	最近撮影した正面脱帽の証明写真、白色背景で、縁無し、顔の特徴を全てとらえ、鮮明で、斑点、瑕疵、印刷のかすれの無いもの。JPGで40-120KBの大きさ、サイズは354画素(横)×472画素(縦)を下回らず、420画素(横)×560画素(縦)を上回らないもの、かつ、24ビットカラー。	帽子やスカーフなどの装飾品を被らないほうがよいが、宗教上の原因で被らなければならない場合、それらが申請者の顔全体を遮らないようにしなければならない。
9	同行する家族の証明書類	原本	1	紙/ 電子データ	同行する家族の旅券(又は国際旅行証)の情報ページ、家族関係を証明する書類(配偶者は婚姻証明	同行する家族には、配偶者、18歳に満たない子女、両親及び配偶者の両親を含

					書、子女は出生証明書又は養子縁組証明書、両親及び配偶者の両親は申請者の出生証明書又は婚姻証明書又は公証証明書)、健康診断証明書(18歳以上の家族のみ)及び電子写真のデータ	む。
10	その他書類					

## 注

1. 中国語での証明書類以外はすべて中国語の翻訳が必要であり、これに雇用者の社印を捺印する。ただし旅券及び国際旅行証はこの限りではない。受理機関や決定機関は、翻訳書面の内容と原本の不適合が重大であるものに対しては、雇用者に再度提出するよう要求することができる。

2. 紙の書類の原本及び中国語の翻訳は全て電子データをシステム上にアップロードする。

3. 外国ハイレベル人材が外国人訪中就労分類基準に基づき認定条件を満たすことを証明する書類を提出するときは、申請者は申請表に署名し、雇用者は社印を捺印し、許可決定機関が必要に従って補充調査に同意する必要がある。

4. ポイント加算によってハイレベル人材基準に達した者は、最高学位(学歴)証書、職業資格証明、漢語水平考試(中国漢語レベルテスト HSK 証書)、訪中就労にかかる年収の証明及び職歴証明などの書類を提出する必要がある。

5. 外国人訪中就労許可証を取得したことのある申請者が再度申請する場合、最高学位(学歴)証書を提出しなくても良い。

申請する職務と以前の就労許可で雇用が許可された職務が同一の場合、2: 職歴証明の書類の提出が免除される。

6. 外国ハイレベル人材の申請する職務(職業)が、元の就労許可が許可した職務(職業)と異なる場合、資格職歴証明を提出しなければならない。中国の法律法規で、業界所管機関の予備審査認可を行うか、職業参入資格を持たなければならない場合、業界所管機関の認可文書か、職業資格証明を提出しなければならない。

7. 国籍を変更する場合、再度外国人訪中就労許可を申請する必要がある。

8. 文書の領事認証の規定については、「中国領事サービスネット」(URL: <http://www.cs.mfa.gov.cn/>)にて照会するか、相応の中国在外大使館・領事館に連絡する。

9. 契約にかかるサービスの海外提供者とは、中国国内にビジネス上の存在(法律上の実体)がせず、国外にて実際に商業活動を行っている国外企業の従業員であって、雇用者が中国国内から取得したサービス契約を履行するために、中国国内に入国し、臨時のサービスを提供し、この期間において、報酬が国外の雇用者から支払われるものを指す。サービスの提供者は、サービスを提供するに相当する学歴及び専門技術資格をもつ者でなければならない。サービスの提供者の人数は、契約に定められた遂行すべき任務の大きさによって決定する。契約にかかるサービスの海外提供者が訪中就労許可を申請する場

合、上記すべての書類を提出するほか、中国国内において取得したサービス契約書を提出しなければならない。(契約の双方当事者、就労地、契約サービス内容、並びに申請者の職位、職務内容及び訪中就労期間並びに署名ページを含まなければならない。)

ロ. 「中華人民共和国外国人就労許可証」(略称「外国人就労許可証」)の取得申請

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	申請者の査証(Z又はR)又は有効な居留許可証	原本	1	紙/ 電子データ	旅券(又は国際旅行証)の査証ページ、入国印ページ又は居留許可情報ページ。	旅券は、紛失などの特殊な場合を除いて、『外国人就労許可通知書』の申請時に所持している旅券と一致しなければならない。
2	雇用契約書	原本	1	紙/ 電子データ	雇用契約書には、就労地、就労内容、給与、訪中就労の期間、職位、(署名)捺印ページを含まなければならない。	『外国人就労許可通知書』を申請するときに提出していない場合、提出しなければならない。
3	健康診断証明書	原本	1	紙/ 電子データ	中国国内の検査検疫機関の作成した国外人員体格検査記録検査証明又は健康診断証明書で、発行後6カ月以内のもの。	『外国人就労許可通知書』の申請時に提出していない場合、提出しなければならない。

注

1. 申請者は「外国人訪中就労許可申請書」における外国人訪中就労許可証の受け取りにかかる情報を補充する必要がある。
2. 原本を提示し審査確認を受けていない場合、「外国人就労許可証」を取得する際に、原本を提示し審査確認を受ける必要がある。誓約制が適用される書類の場合には、紙の書類は提出しなくてもよい。

③中国国内で外国人訪中就労許可を申請する場合（訪中就労期間が90日を超える場合、90日を含まない）

次の何れかの条件を満たす者は、中国国内で外国人訪中就労許可を申請でき、『外国人就労許可通知書』の申請及び『外国人就労許可証』の受け取り申請に従って全ての申請書類を提出しなければならない。

イ. 他の査証又は有効な居留許可証で、すでに中国に入国しているハイレベル人材（Aクラス）

ロ. 中国で就労している外国人で、雇用者が変更となるものの、職務（職業）は変わらず、かつ、就労にかかる居留許可が有効期間中の場合

ハ. 中国公民の外国籍配偶者や子女及び中国で永住又は就労している外国人の配偶者や子女で、有効な査証を持っているか、有効期間中の居留許可を持っている場合

ニ. 自由貿易区、全面イノベーション改革試験区の優遇政策に適合する場合

ホ. 雇用者が多国籍企業の中国地域本部の優遇政策に適合しそれを享受する場合

ヘ. 企業グループ内部の人事異動である場合

ト. 政府間協議又は協定を履行する場合

チ. 就労査証を既に所持している在中機関の代表者。90日以下の外国人訪中就労許可を取得しており、居留有効期間内であり、国内の雇用者に法に則り雇用された場合

リ. 直近の5年以内に、中国において合法的に連続して1年以上就労し、信用が良好な場合（1年を含む）

ヌ. その他、審査認可機関が条件を満たすと認定した場合

注

1. 中国で就労している外国人が雇用者を変更する場合、まず現有の就労許可を抹消しなければならない。

2. 多国籍企業の中国地域本部及び企業グループ内部の人事異動とは、多国籍企業の中国地域本部又は企業グループが雇用した経理など高級管理職及び専門技術スタッフが、地域本部と許可決定機関に届出した独資又は合資の支社・子会社との間で（親会社とそのメンバー会社との間又はメンバー会社間で）同一の職務で人事異動（新たな職位に改任されるか、又は専門職務から行政管理職務に昇級する場合を含む）することをいう。元の就労許可を抹消した後、抹消の日から30日以内に新たな就労許可申請を行い、外国人訪中就労許可申請表、雇用契約書（派遣レター）、有効な居留許可、旅券情報ページ及び抹消証明を提出しなければならない。職務が変更される場合、関連する職務経歴証明書を補充で提出しなければならない。

## ④外国人訪中就労許可又は外国専門家訪中招聘状の申請（訪中就労期間が90日以下の場合、90日を含む）

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	外国人訪中就労許可又は外国専門家訪中招聘状申請表	原本/写し	1	紙/ 電子データ	システム上で記入し、プリントアウト後、申請者が署名し（その写し又はファックス）に、雇用者の社印を捺印しシステムにアップロードする。	申請者は本人の無犯罪記録について誓約しなければならない。
2	就労契約、プロジェクト契約、協力協議又は招聘者による招聘説明	原本	1	紙/ 電子データ	申請者の氏名、国籍、就労地、就労期間、就労内容を含み、全ての就労地点及び入国回数を明記しなければならない。	雇用者は、招聘する外国人の費用の手配について明記し、招聘行為の真実性について誓約するほか、招聘する外国人の中国での費用の支払いなどに担保を行わなければならない。
3	申請者の旅券又は国際旅行証	原本	1	紙/ 電子データ	申請者の旅券又は国際旅行証の情報ページ	
4	その他	原本/写し	1	紙/ 電子データ		外国専門家訪中招聘状を申請する場合、外国ハイレベル人材（Aクラス）に適合することを証明する書類を提出しなければならない。

## 注

1. 外国ハイレベル人材（Aクラス）又は『外国専門家による短期間の訪中に関する手続を更に改善することについての通知』（外専発[2015]176号）の文書の規定に適合する場合、外国専門家訪中招聘状を申請することができる。同行する者は、全員申請表を記入しなければならない。

2. 『外国人就労許可通知書』（訪中就労が90日以下の場合、90日を含む）を申請する場合、複数の雇用者のもとで就労することを許可するが、申請時に全ての就労地を記入しなければならない。
3. 許可を与えた就労期間の通り就労しなければならない、期間を延長してはならない。
4. Z 査証を取得しており、居留期間が30日を超えない場合は就労に係る居留証は申請せず、30日以上（30日を含む）の場合は、就労に係る居留証を申請しなければならない。
5. 外国専門家訪中招聘状を取得してF 査証を申請する場合、入国後就労に係る居留証を申請する必要はない。
6. 中国の法律法規で、業界所管機関の予備審査認可を受けるか、参入許可類職業資格を取得していることを求めている場合、業界所管機関の認可文書か、職業資格証明を提出しなければならない。

### ⑤外国人訪中就労許可の期間延長

雇用者が同じ職務（職業）で申請者を引き続き雇用する場合、申請者の訪中就労許可の有効期間が満了する30日前までに決定機関に申請を提出しなければならない。

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	外国人訪中就労許可更新申請書	原本	1	紙/ 電子データ	システム上で記入後プリントアウトし、申請者が署名、雇用者が社印を捺印したのち、システムにアップロードする。	
2	雇用契約書 又は辞令	原本	1	紙/ 電子データ	中国語の契約書を提供しなければならない。また、申請者の署名と雇用者の社印を捺印しなければならない。書き直しをしてはならない。	
3	査証又は有効な居留許可	原本	1	紙/ 電子データ	旅券（又は国際旅行証）の査証ページ、入国印ページ又は居留許可情報のページ。	
4	「外国人就労許可証」	原本	1	カード		有効期間内にある現在の『外国専門家証』及び『外国人就業証』を含む。



5	その他				
---	-----	--	--	--	--

注

1. 中国法で業界所管機関の予備審査を受ける必要があるとされている場合、業界所管機関の認可文書を提出する必要がある。
2. 同一の雇用者のもとで、新しい職位に就任するとき（専門職務から行政管理職務に昇級する場合を含む）は、期間延長の際に、職務変更証明を提出しなければならない。
3. 新しい職務（職業）に従事する場合は、新たに外国人訪中就労許可を申請する必要がある。
4. 外国ハイレベル人材（Aクラス）が申請を期間延長する時は、証明書類を提出しなければならない。
5. 紙の書類の原本と中国語翻訳は全てシステム上にデータをアップロードする必要がある。

### ⑥外国人訪中就労許可の変更

申請者個人の情報（氏名、旅券番号、職務、分類）に変更があった時は、変更事項が発生してから10業務日以内に許可決定機関に申請を行わなければならない。

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	外国人訪中就労許可変更申請表	原本	1	紙/ 電子データ	システム上で記入後プリントアウトし、申請者が署名、雇用者が社印を捺印したのち、システムにアップロードする。	
2	申請変更事項証明書	原本	1	紙/ 電子データ	具体的な要求は注を参照。	

#### 注

1. 申請者の旅券（国際旅行証）の番号に変更があった場合、新しい旅券（国際旅行証）の番号及び情報ページ、査証ページを提示・提出する必要がある。
2. 同一の雇用者のもとで、新しい職務に就く場合（専門職務から行政管理職務に昇級する場合を含む）、変更申請書及び相応の証明書類を提出する必要がある。国が法律で別段の定めを設けている場合には、それに従う。
3. 新しい職務（職業）に従事する場合、現在の就労許可の登録を抹消し、新たに外国人訪中就労許可を申請する必要がある。
4. 紙の書類の原本と中国語翻訳は全てシステム上にデータをアップロードする必要がある。

## ⑦外国人訪中就労許可の抹消

外国人訪中就労許可の有効期限が満了しても、期間延長の手続をしなかった場合、自動的に登録が抹消される。法に基づいて取消又は撤回された場合か、許可証が法に基づいて取り上げられた場合、決定機関が直接登録を抹消する。申請者が死亡するか、行為能力を喪失したか、契約期間満了前に契約が終了したか、雇用関係が終了した場合、雇用者は、これらの事項の発生の日から10業務日以内に決定機関に抹消を申請しなければならない。雇用者が終了させられた場合は、申請者は決定機関に就労許可の抹消を申請できる。

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	外国人訪中就労許可抹消申請表	原本	1	紙/ 電子データ	システム上で記入後プリントアウトし、申請者が署名、雇用者が社印を捺印したのち、システムにアップロードする。	
2	雇用関係の解除、契約の終了その他抹消の理由に関する証明書	原本	1	紙/ 電子データ	雇用関係の解除、契約終了の証明書類には労使双方の署名が必要。	申請者が自身で離職した場合であって、申請者と連絡できない場合、雇用者は抹消状況説明書を補充して提出しなければならない。
注						
<p>1. 雇用者が法に基づいて終了させられた場合、申請者は「外国人訪中就労許可抹消申請表」に社印を捺印しなくても良いが、雇用者が法に基づいて終了したため許可の抹消を雇用者により申請することができない旨を示す書類、申請者本人による許可抹消に関する事情説明書及び「外国人就労許可証」を提出しなければならない。</p> <p>2. 外国人訪中就労許可が抹消済みの場合、申請によって、決定機関による許可抹消証明を作成する。</p>						

## ⑧「外国人就労許可証」の再発行

「外国人就労許可証」を再発行する場合、申請者は、その証書紛失の日又はその証書の紛失が発覚した日から外国人訪中就労管理サービスシステム上でその旨を発表し、許可決定機関に再発行を申請しなければならない。証書を毀損した場合、現在の証書を持参して許可決定機関に再発行を申請しなければならない。

番号	提出書類リスト	原本/写し	数	形式	要求	その他
1	外国人訪中就労許可再発行申請表	原本	1	紙/ 電子データ	システム上で記入後プリントアウトし、申請者が署名、企業が社印を捺印したのち、システムにアップロードする。	
2	申請者が許可証を紛失又は毀損したことに關する説明書	原本	1	紙/ 電子データ		中国語以外の言語による証明書は社印を捺印しなければならない。

## (2) 申請書類の提出

雇用者はシステム上で記入情報や電子データの書面を提出し、受理機関の予備審査を通過した後、申請者、雇用者又はその仲介業者により、紙の書類を受理機関に提出する。また、外国ハイレベル人材（Aクラス）はシステム上で電子データの書面を提出するのみで、紙の書類を提出する必要はない。

## 9. 申請の提出

## (1) システム上での情報の提出

国家外国専門家局のウェブサイトの「外国人訪中就労管理サービスシステム」にログインして行う。

URL: <http://www.safea.gov.cn>

## (2) 紙の書類の受け渡し

省級人民政府及び新疆生産建設兵団の外国人訪中就労管理機関及び法に則りその授權を受けた地方人民政府の外国人訪中就労管理機関もしくはこれが委託した機構に提出する。提出先機関の住所、アクセス、担当者、電話番号、業務時間などの詳細は各地の許可決定機関が別途公布する。

## 10. 一般プロセス

(1) 国外又は国内において外国人訪中就労許可を申請する場合（訪中就労が90日を超える場合、90日を含まない）、及び外国人訪中就労許可の期間延長、抹消を行う場合、以下のプロセスに基づき手続を行う。

### ① システム上での申請

雇用者はシステムにログインし、システム上で情報を入力し、必要書類を電子データで提出する。専門サービス機構に書類の提出を委託する時は、システム上で仲介業者の名称、合法的な登記証明（営業許可証、組織機構コード証、社会保険登記証又は外国企業常駐代表機構登記証など）、手続を行う者の氏名、身分証明書、電話番号などを登録のうえ、窓口では雇用者からの委任状及び手続を行う者の身分証明書を提出する必要がある。

### ② システム上の予備審査

受理機関は書類提出の日から5業務日以内（書類提出当日は期間に算入しない）にシステム上で提出書類の予備審査を行う。書類に不備がある場合又は内容に誤りがある場合、受理機関は一度にシステム上で書類を補正すべき内容を告知する。書類が揃い、内容の誤りがない場合、システム上でその旨の通知を受けて窓口での書類提出の予約を行うことになる。

### ③ 受理

受理機関は審査後、受理するかどうかを決定する。申請事項は、当該行政機関の職権の範囲であり、申請書類が揃い、要求を満たしている場合にはその場で受理する。受理後、受理機関は専用印を捺印し、日付を記載した「外国人訪中就労受理書」を発行する。申請書類に不備があるか法定の書式に適合しない場合、受理機関はその場で補正すべき内容を告知し、告知内容を1通の文書にまとめて発行し、補正されたら書類を受理する。当該行政機関の職権範囲に該当しないか、申請条件を満たしていない場合、受理機関は受理しない理由と根拠を説明し、専用印を捺印した「不受理通知書」を発行し、そのうえで、紙で書類を提出した日から5日以内に申請者か雇用者にを送達する。

### ④ 審査

審査通過後、「外国人就労許可通知書」をシステム上に作成する。申請者は入国後15日以内に「外国人就労許可証」の受け取りを申請しなければならない。提出された書類の確認後、決定機関は10業務日以内（書類提出当日は期間に算入しない）に審査し、決定を下す。「外国人訪中就労許可証」の受け取りを申請する場合、労働契約又は辞令、職務経歴証明書、無犯罪記録証明書、健康診断証明書、最高学位証書証明などの原本を提示する必要がある。

### ⑤ 決定

条件及び基準を満たす場合、決定機関は行政許可を行う決定を下し、長期間の訪中就労を申請した場合は、許可決定の日から10日以内に「外国人就労

許可証」を発行し、送達する。一方、条件や基準を満たさない場合、許可しない旨を書面で決定し、理由を説明し、法に従って行政不服審査や行政訴訟を行う権利があることを申請者又は雇用者へ告知する。

許可決定機関は雇用者及び申請者の信用記録の状況に基づいて、外国人訪中就労許可の期間延長の申請については紙の書類の提出について簡素化することができる。

## (2) 外国人訪中就労許可又は外国専門家訪中招聘状の申請（訪中就労期間が90日以下の場合、90日を含む）

### ① システム上での申請

雇用者又は専門サービス機構は、システム上で申請情報を提出する。

### ② システム上の予備審査

受理機関は書類提出の日から5業務日以内（書類提出当日は期間に算入しない）にシステム上で提出書類の予備審査と受理を行う。書類に不備がある場合又は内容に誤りがある場合、受理機関はシステム上で書類を補正すべき内容を一度でまとめて告知し、補正告知書を発行し、補正後は受理する。書類が揃い、内容の誤りがない場合、受理し、システム上で受理通知を作成する。

### ③ 審査

受理機関がシステムで受理した後、決定機関は、受理の日から5業務日以内に審査を行い、決定をしなければならない。紙の書類を提出し審査する必要はない。

### ④ 決定

外国人訪中就労許可（90日以下）を申請する場合、条件及び基準を満たす場合、行政許可を行う決定を下し、システムで「外国人就労許可通知書」を作成し、紙の書類を提出し審査する必要はない。一方、条件や基準を満たさない場合、許可しない旨を書面で決定し、理由を説明し、法に従って行政不服審査や行政訴訟を行う権利があることを申請者又は雇用者へ告知する。外国専門家訪中招聘状を申請し、条件及び基準を満たす場合、発行を許可し、発行機関にて紙の外国専門家訪中招聘状を受け取る。紙の書類を提出して審査を受ける必要はない。

(3) 国内において外国人訪中就労許可を申請し、条件及び基準を満たす場合、決定機関は行政許可決定をし、システム上に「外国人就労許可通知書」を作成しない。

(4) 外国人就労許可の変更、「外国人就労許可証」の再発行を申請する場合は、(1)のプロセスに基づき手続を行い、受理の決定及び認可の決定においてはデータの確認書を発行し、申請者は紙の書類を提示する必要がない。

(5) 外国ハイレベル人材 (A クラス) が外国人訪中就労許可を申請する場合、及び外国人訪中就労許可の期間延長、抹消を申請する場合について、以下の通り手続を簡素化する。

- ①受理機関はシステム上で予備審査に通過した申請を直接受理し、電子データにより受理書を発行する。申請者が中国に入国するまで紙の書類を提示する必要はない。
- ②中国の人材計画に入選した外国ハイレベル人材は、全プロセスをシステムにおいて行い、紙の書類を提示し、審査確認を受ける必要はない。
- ③「外国人訪中就労分類基準」の外国ハイレベル人材 (A クラス) のうち  
(一) 中国国内の人材計画に入選した場合、(二) 国際的に認められた専門実績の認定基準を満たす者は、職務経歴証明書に誓約制を採用する。
- ④「外国人訪中就労分類基準」の外国ハイレベル人材 (A クラス) のうち  
(一) 中国国内の人材計画に入選した場合、(二) 国際的に認められた専門実績の認定基準を満たす場合、及び(三) 市場の動向に合致した奨励類職位に必要とされる外国人人材に適合する場合、及び(四) イノベーション起業人材である場合は、最高学位 (学歴) 証明に誓約制を採用する。
- ⑤ 無犯罪記録証明書は、誓約制を採用する。
- ⑥ 他の種類の査証や有効な居留許可証によって入国した場合は、国内で外国人訪中就労許可を申請することができる。
- ⑦ 外国人訪中就労許可を申請する場合、及び外国人訪中就労許可の期間延長、抹消を申請する場合、決定機関は 5 業務日以内に審査を行い、決定を下す。
- ⑧ 最長で 5 年の外国人訪中就労許可を与えることができる。

## 11. 手続の方法

(1) 雇用者が初めて「外国人訪中就労管理サービスシステム」を使用するときには、アカウントを登録することが必要となる。システム上で雇用者の情報を入力し、必要書類を電子データで提出する。その後、システム上で認証されると、システムを使用できるようになる。雇用者の信用レベルに基づいて電子データで提出された書類を紙ベースで審査確認するかどうかを決める権限がある。

(2) 雇用者が書類を提出するときは、システム上で手続を行う者の情報を入力し、手続を行う者は窓口において雇用者の証明書を提出する。専門サービス機構に書類の提出を委託する時は、システム上で仲介業者のアカウントを

登録し、手続を行う者の情報を記入のうえ、窓口では雇用者からの委任状及び手続を行う者の身分証を提出する必要がある。

(3) 許可、受理又は決定機関は、必要によっては面談、電話での照会及び実地調査などの措置を講じて申請書類の真実性を審査することができる。

## 12. 手続の完了までの時間

決定機関は、受理した外国人訪中就労許可（訪中就労が 90 日を超える場合、90 日を含まない）の申請について、審査を行う。20 業務日以内に関連の決定を行い、雇用者に告知する。特殊な状況がある場合、10 業務日の延長をする場合もある。特殊な状況があり延長を行う場合、その期間と理由を雇用者に告知しなければならない。申請者が「外国人就労許可通知書」を取得してから「外国人就労許可証」の受け取りのための書類提示を行うまでの間は就労許可の審査認可の期間に算入しない。決定機関は、受理した外国人訪中就労許可（訪中就労期間が 90 日以下の場合、90 日を含む）の申請について、審査を行う。受理された 5 業務日以内に関連の決定を行う。外国専門家訪中招聘状については、発行機関は、受理した日から 5 業務日以内に発行するかどうか決定する。

## 13. 審査認可の費用

無料。

## 14. 審査認可の結果

90 日を超える訪中就労を申請する場合、決定機関の審査認可に合格すれば、申請者に「外国人就労許可証」を発行する。90 日以下（90 日を含まない）の訪中就労を申請する場合、決定機関の審査認可に合格すれば、申請者に「外国人就労許可通知書」又は外国専門家訪中招聘状を発行する。

## 15. 結果の送達

決定機関が許可決定を行った後、「外国人訪中就労管理サービスシステム」における公告によって雇用者に通知する。認可したものについては、申請者又は雇用者はシステム上で「外国人就労許可通知書」をプリントアウトし、許可を与える旨の書面決定と「外国人就労許可証」又は外国専門家訪中招聘状を受け取る。一方、認可しない場合、雇用者は不許可の書面決定を受け取る。

## 16. 行政の相手方の権利及び義務

(1) 『行政許可法』に基づき、申請者又は雇用者は法律上、下記の権利を享受する。

- ① 申請手続の進捗を確認する権利
- ② 申請が処理されないか、認可されない原因を知る権利
- ③ 行政機関が行政許可の実施をするにあたって申請者又は雇用者が有する意見陳述と弁明をする権利

④審査認可結果について、行政不服審査や行政訴訟を行う権利

(2) 『行政許可法』などの法律に基づき、申請者、雇用者及び証明書類を発行した者は法律上、下記の義務を履行しなければならない。

- ①提出書類が完全なものであり、真実に基づいており、有効なものであることを保証する義務
- ②許可決定機関に協力して面談や電話での照会、実地調査などを行い、申請書類が真実に基づいていることを確認することに資する義務
- ③許可を取得した場合、許可の範囲において就労する義務
- ④法律に則り取得した外国人就労許可は譲渡してはならない。

## 17. 問い合わせ

- (1) 窓口・電話・メール・手紙での方法

各地の外国人就労許可受理及び決定機構が別途公布する。

- (2) システム上での問い合わせ

外国人訪中就労管理サービスシステム上の問い合わせ窓口にて可能。

## 18. 監督及び意見

- (1) 窓口・電話・メール・手紙での方法

各地の外国人就労許可受理及び決定機構が別途公布する。

- (2) システム上での方法

外国人訪中就労管理サービスシステム上にて可能。

## 19. 機関住所及び業務時間

各地の外国人就労許可受理及び決定機構が別途公布する。

## 20. 進捗及び結果の公開照会

システム上で申請を行った日から、雇用者はシステムにログインすれば、いつでも手続状況と審査認可の結果を照会することができる。行政許可・審査認可の結果は、行政決定の日から7業務日以内に外国人訪中就労許可管理サービスシステムにて公開し、同時に行政公開情報や市場主体の違法・規則違反情報については、ウェブサイト「信用中国」で公開する。

## 21. その他の注意事項

- (1) 初回のシステム手続

始めて外国人訪中就労許可管理サービスシステムにおいてシステム手続をして、外国人訪中就労許可の新規申請、期間延長、変更、抹消をする場合、もとの「外国専門家証」又は「外国人就業証」及びその抹消証明を提出しなければならない。



## (2) 招聘状又は招聘確認状の取り消し

「外国人就労許可通知書」を取得後は、直接中国在外大使館・領事館にて Z、F 又は R 査証を申請する。今後は、授権機関にて、招聘状や招聘確認状の手続きを行わない。

## (3) 査証関連手続

外国人訪中就労許可は、査証とすることも、査証に代替することもできない。外国人は、規定に従い、「外国人就労許可通知書」などの書類を外国にある中国の査証発行機関に提出して査証の取得を申請しなければならない。

## (4) 居留手続

外国人は「外国人就労許可証」などの書類を居留地の県級以上の地方人民政府の公安機関出入国管理機関に提出し手続を行わなければならない。

## (5) 信用管理制度

中国にて就労する外国人、雇用者及び仲介業者については、信用区分の管理を行い、異常管理リストを作成する。

## (6) 証書受領

有効期間内の「外国専門家訪中労働許可証」、「外国人就業許可証」及び「外国専門家証」、「外国人就業証」は、引き続き有効とする。2017年4月1日から、全国で外国人訪中就労許可を実施開始し、「外国人就労許可通知書」及び「外国人就労許可証」の発行を行う。2017年7月1日からは、外国専門家訪中労働許可、外国人入国就業許可及び関連の証書は発行しない。2017年10月1日から、有効期間が6カ月以上ある「外国専門家証」及び「外国人就業証」を持っている場合は、システムで申請表を記入後、「外国人就労許可証」に自身の意思で変更し受領することができ、許可された有効期間は変更しない。外国ハイレベル人材（Aクラス）の認定証明資料を提供する場合は、外国ハイレベル人材（Aクラス）に認定することができる。

## (7) 付録

外国人訪中就労許可の取得申請プロセス図、外国人訪中就労許可受理証明書、「外国人就労許可通知書」、「外国人就労許可証」、「外国専門家訪中招聘状」、関連の書式及び申請書類の見本などについては、付録を参照のこと。具体的な審査細則は各決定機関より別途公布する。

### 付録

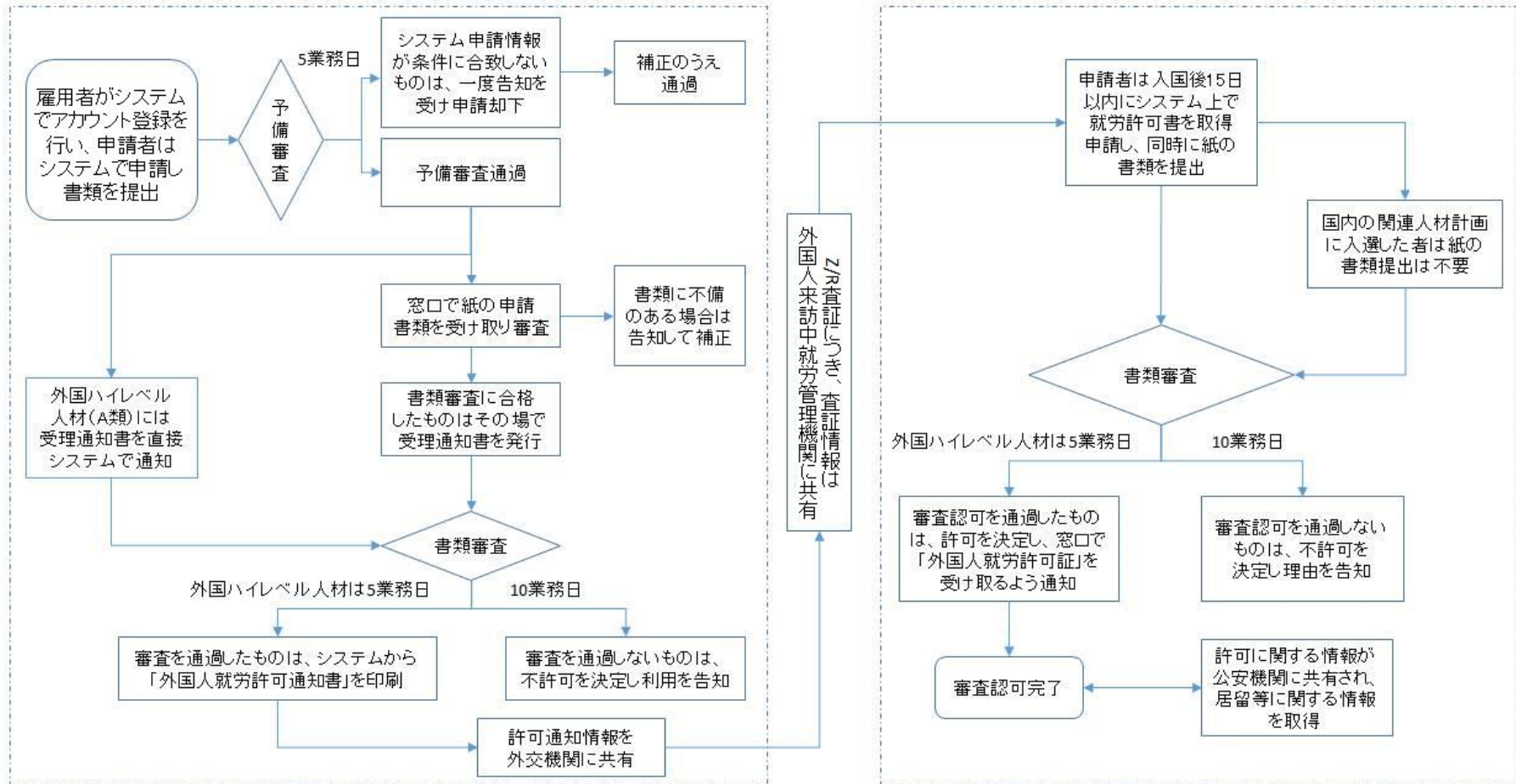
1. 外国人訪中就労許可の取得申請プロセス図
2. 外国人訪中就労許可受理証明書
3. 「中華人民共和国外国人就労許可通知書」（訪中就労期間が90日を超える場合）見本
4. 「中華人民共和国外国人就労許可証」見本

5. 「中華人民共和国外国人就労許可通知書」 (訪中就労期間が 90 日以下の場  
合、90 日を含む) 見本
6. 「中華人民共和国外国専門家訪中招聘状」 見本
7. 「行政許可認可(不認可)決定書」 見本
8. 外国人訪中就労許可抹消証明
9. 関連書式
10. 提出文書見本
11. 不適切な文書の例
12. 質疑事例

付録 1

訪中就労の申請（90日を超える場合）

北京市大地法律事務所(仮訳)

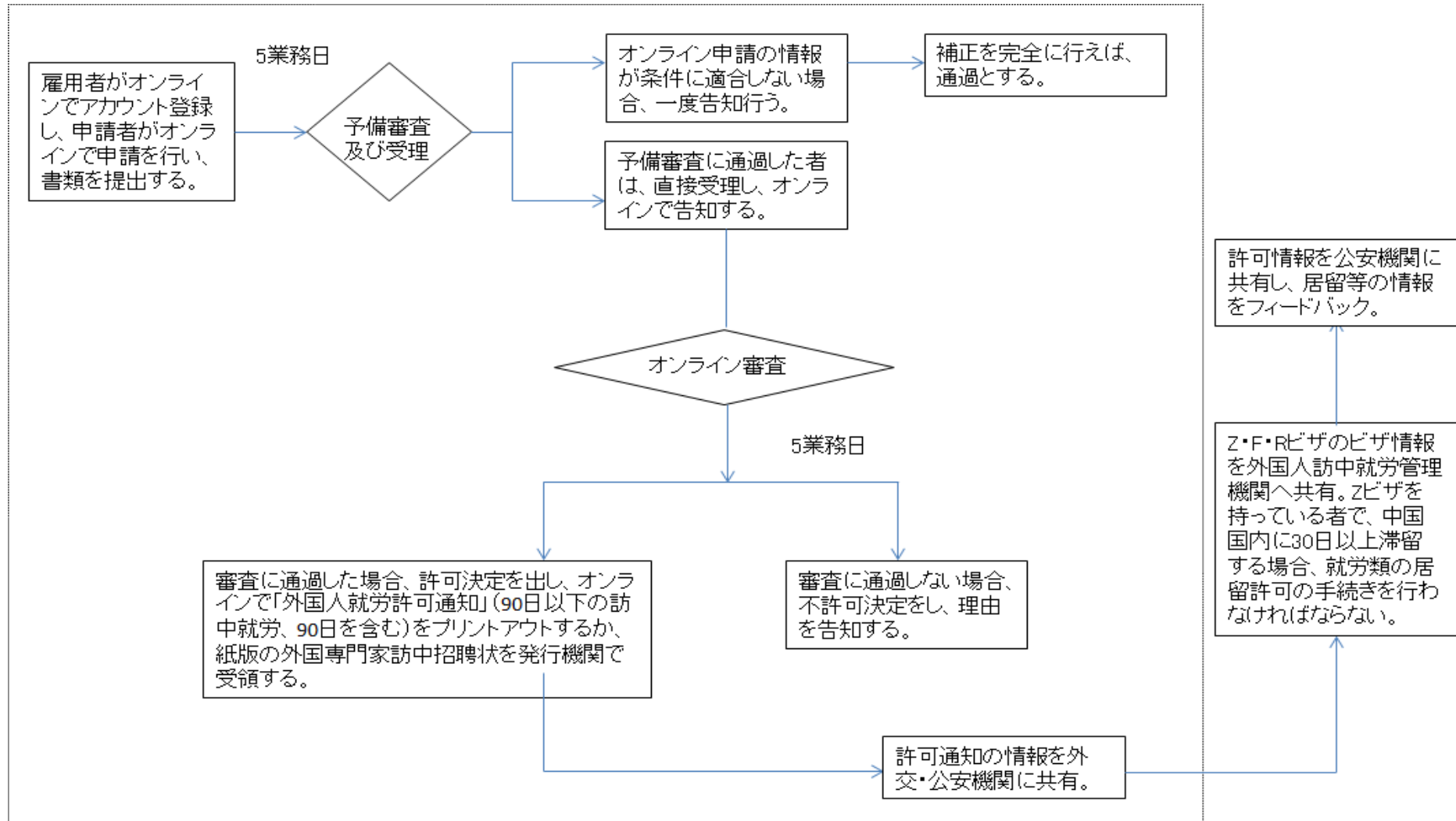


「外国人就労許可通知書」

「外国人就労許可証」

## 訪中就労の申請（90日以下の場合、90日を含む）

北京市大地法律事務所(仮訳)



## 付録 2

## 外国人訪中就労許可受理証明

申請番号：

行政許可 申請事項			
申請者（雇用者） 情報	申請者		
	雇用者名称		
	連絡者氏名		
	電話/ファックス		
	電子メール		
	住所		
受理状況	<input type="checkbox"/> 受理	<input type="checkbox"/> 不受理	
		不受理 の根拠	1. 当機関での手続対象外 2. 受理停止 3. 審査認可を受ける必要がない のその他の事項 4. 申請書類に漏れがあるか法定 の書式に適合せず、告知しても 補正しない
書類受付日	年 月 日	法定の手続 所要時間	20 業務日（手続上必要となる鑑 定などの特殊状況は含めず、別 途 日とする）
受理日	年 月 日	保証する手続 所要時間	20 業務日（手続上必要となる鑑 定などの特殊状況は含めず、別 途 日とする）
受理担当者		連絡先電話番号	

(印)

年 月 日

『中華人民共和国行政許可法』の規定

## 第 31 条

申請者が行政許可を申請する場合には、行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、及び真実の状況を反映し、かつ、自らの申請書類の実質的内容の真実性について責任を負わなければならない。行政機関は、申請者に対しその申請する行政許可事項と関係のない技術書類その他の書類を提出するよう要求してはならない。

## 第 78 条

行政許可の申請者が関係する状況を隠蔽するか、虚偽の書類を提出して行政許可を申請した場合には、行政機関はこれを受理しないか、行政許可を与えず、かつ警告する。行政許可申請が公共の安全、人身の健康

北京市大地法律事務所(仮訳)

又は生命・財産の安全に直接関係する事項に属する場合は、申請者は1  
年以内に当該の行政許可を再度申請することはできない。

## 付録 3

番号：

### 中華人民共和国 外国人就労許可通知書 (訪中就労期間が 90 日を超える場合)

\_\_\_\_\_による許可を経て、\_\_\_\_\_ (国籍) の \_\_\_\_\_ 氏 (旅券番号：  
種類：\_\_\_\_\_ 就労許可番号：\_\_\_\_\_ ) は中華人民共和国 \_\_\_\_\_ 省 (自治区、直轄  
市) \_\_\_\_\_ 市 (区を設ける市) \_\_\_\_\_ 県 (市、区) の  
で就労し、就労許可期間は \_\_\_\_\_ ヶ月とする。

発行日 年 月 日

同行する家族 \_\_\_\_\_ 名。

配偶者氏名：

子女氏名：

その他：

本文書は発行日から 3 ヶ月間有効とし、査証としたり、査証に代替することはできない。

#### 注意事項

中華人民共和国では外国人訪中就労許可制度を実施している。外国人は本通知を取得後、以下の関連手続を行うものとする。

1. 本通知などの書類を持参し、中華人民共和国の在外大使館、領事館で査証の取得申請を行う。
2. 有効な査証、雇用契約書などの書類を持参し、雇用者所在地の外国人訪中就労管理機関で「中華人民共和国外国人就労許可証」の取得申請手続を行う。
3. 入国後 30 日以内に「中華人民共和国外国人就労許可証」などの書類を持参し、雇用者所在地の公安機関の出入国管理窓口で就労類の居留許可証の取得申請手続を行う。

File No:

**NOTIFICATION LETTER OF FOREIGNER' S WORK PERMIT IN THE PEOPLE' S REPUBLIC OF CHINA**

(WORKING PERIOD OF MORE THAN 90 DAYS)

Upon approval by \_\_\_\_\_, Mr./Ms. \_\_\_\_\_ (Passport NO. \_\_\_\_\_ Category \_\_\_\_\_ Work Permit NO. \_\_\_\_\_) from \_\_\_\_\_ (Country of citizenship) is hereby permitted to work in \_\_\_\_\_ (Employer) in \_\_\_\_\_ County (City, District), \_\_\_\_\_ City (Prefecture), \_\_\_\_\_ Province (Autonomous Region, Municipality Directly under the Central Government) of the People' s Republic of China for \_\_\_\_\_ months.

Date of issue                      day                      month                      year

There will be \_\_\_\_\_ accompanying family member(s).

Spouse' s full name :

Child(ren)' s full name(s) :

Other accompanying member' s full name :

**VALID FOR 3 MONTHS FROM THE DATE OF ISSUE. THIS IS NOT A VISA AND MAY NOT BE USED IN PLACE OF A VISA.**

**IMPORTANT NOTICES**

Foreigners working in China should follow relevant work permit regulations. Those who have received this notification letter of work permit for foreigners working in the People' s Republic of China should go through the following procedures:

1. Present the notification letter and other relevant documents to the embassy or consulate office of the People' s Republic of China when applying for a visa.
2. Present the valid visa, employment contract and other relevant documents to the local government departments in charge of foreigners working in China where the employer is located to apply for foreigner' s work permit .
3. Within thirty (30) days of entry into the People' s Republic of China, the foreigner who has obtained work permit should present the work permit and other relevant documents to the local public security authorities to apply for work-type residence permit.



付録 4

「中華人民共和国外国人就労許可証」 見本



## 付録5

文書番号

### 中華人民共和国 外国人就労許可通知 (訪中就労が90日以下の場合、90日を含む)

の認可を経て、(国籍) 様  
(旅券番号: )は、人の同行者を伴い、中華人民共和国  
国内の(において、の活動任務を完成する。期間  
は、年 月 日から 年 月 日までとし、就労期  
間は 日とする。

認可文書番号:

発行日時 年 月 日

就労地点

- |    |            |      |
|----|------------|------|
| 一、 | 省(自治区、直轄市) | 市(区) |
| 二、 | 省(自治区、直轄市) | 市(区) |
| 三、 | 省(自治区、直轄市) | 市(区) |
| 四、 | 省(自治区、直轄市) | 市(区) |
| 五、 | 省(自治区、直轄市) | 市(区) |

添付文書:同行人員リスト

#### 注意事項

中華人民共和国は外国人就労許可制度を実施しており、外国人が本通知を取得した後、下記の手続を行わなければならない。

1. 本通知などの書類をもって中華人民共和国在外大使館・領事館にて査証手続きを行う。
2. 入国後、通知と有効な査証をもって中華人民共和国国内において所定の就労範囲に従って就労し、査証の滞在期間に従って滞留する。入国後滞留が30日以内である場合、居留許可手続きを免除する。
3. 本書類は発行の日から30日以内は有効とし、査証としたり、査証を代替することはできない。

## 同行人員リスト

	氏 名	国 籍	旅券番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

File No:

**NOTIFICATION LETTER OF FOREIGNER'S WORK PERMIT IN  
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA**

(WORKING PERIOD OF LESS THAN 90 DAYS, 90 DAYS INCLUDED)

Upon approval by \_\_\_\_\_, Mr./Ms. \_\_\_\_\_ (Passport NO. \_\_\_\_\_), from \_\_\_\_\_ (Country of citizenship), leading \_\_\_\_\_ people, is hereby permitted to engage in tasks, in \_\_\_\_\_ (Employer) in the People's Republic of China, from \_\_\_\_\_ day \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ year to \_\_\_\_\_ day \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ year. Permitted length of working time \_\_\_\_\_ days.  
Approval document NO. \_\_\_\_\_

Date of issue            day            month            year

Working place:

1. Work in \_\_\_\_\_ City(Prefecture), \_\_\_\_\_ Province(Autonomous Region, Municipality Directly under the Central Government)
2. Work in \_\_\_\_\_ City(Prefecture), \_\_\_\_\_ Province(Autonomous Region, Municipality Directly under the Central Government)
3. Work in \_\_\_\_\_ City(Prefecture), \_\_\_\_\_ Province(Autonomous Region, Municipality Directly under the Central Government)
4. Work in \_\_\_\_\_ City(Prefecture), \_\_\_\_\_ Province(Autonomous Region, Municipality Directly under the Central Government)
5. Work in \_\_\_\_\_ City(Prefecture), \_\_\_\_\_ Province(Autonomous Region, Municipality Directly under the Central Government)

Appendix :Staff list of the group

**IMPORTANT NOTICES**

Foreigners working in China should follow relevant work permit regulations. Those who have received this notification letter of work permit for foreigners working in the People's Republic of China should go through the following procedures:

1. Present the notification letter and other relevant documents to the embassy or consulate office of the People's Republic of China when applying for a work visa.
2. The notification and valid visa are documents needed for your working in specified working scope after your entry into the People's Republic of China. The duration of stay is in accordance to the visa received. Residence permit is exempted for stay less than 30 days.
3. This notification is effective from the date of issuance of 30 days, and is not a visa or visa instead.

**STAFF LIST OF THE GROUP**

	<b>NAME</b>	<b>NATIONALITY</b>	<b>PASSPORT NUMBER</b>
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

付録 6

№ 0100001

## 外国専門家訪中招聘状

番号 : \_\_\_\_\_

中華人民共和国在 \_\_\_\_\_ 大使館(総領事館/領事館/オフィス)  
 中華人民共和国外交部在 \_\_\_\_\_ 特別行政区特派員 公式署名  
 Embassy (Consulate General/Consulate Office) of the P. R. China in \_\_\_\_\_  
 or the Commissioner's Office of the Foreign Ministry of the P. R. China in \_\_\_\_\_  
 SAR;

氏名(外国名) \_\_\_\_\_ 様(旅券番号: \_\_\_\_\_ )  
 など \_\_\_\_\_ 名(リストは下部)の外国専門家が \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に訪中し(事業者名称)  
 を訪れる予定ですので、査証をご発行ください。

外国氏名	性別	生年月日	国籍	旅券番号
1 _____	_____	_____	_____	_____
2 _____	_____	_____	_____	_____
3 _____	_____	_____	_____	_____
4 _____	_____	_____	_____	_____
5 _____	_____	_____	_____	_____

申請する査証の有効期間	入国予定回数	最長の滞在時間
_____	_____	_____

連絡担当者	携帯電話
FAX	メールアドレス

本書面は発行から6カ月以内有効とする。

発行元 (印) : \_\_\_\_\_ 発行者 \_\_\_\_\_  
 発行期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

付録 7

(行政機関名称)  
行政許可認可決定書

号

申請者：  
旅券番号：  
雇用者：  
法定代表者：  
雇用者所在地：

本機関は 年 月 日、申請者（又はその雇用者）より提出された外国人訪  
中就労許可申請を受理し、申請内容は審査を経て、法定の条件及び基準に適合してい  
る。『中華人民共和国行政許可法』第 38 条第 1 項の規定に基づき、本機関は行政許  
可を認可することを決定し、行政許可の有効期間は 年 月 日から 年  
月 日までとする。

(行政機関印)

年 月 日

本通知書を 年 月 日に受領した。

受領者署名：

(本証憑は一式 2 部とし、1 部を申請者に送達し、1 部は調査に備え保管する。)

(行政機関名称)  
行政許可不認可決定書

号

申請者：  
旅券番号：  
雇用者：  
法定代表者：  
雇用者所在地：

本機関は 年 月 日、申請者（雇用者）より提出された外国人訪中就労許可申請を受理し、申請内容は審査を経て (不許可とする具体的理由) のため、『中華人民共和国行政許可法』第 条第 項第 号の規定に基づき、本機関は行政許可を認可しないことを決定する。

本決定に不服がある場合は、本決定書を受領した日から 60 日以内に、法に従い（本級人民政府又は一級上位の所管機関）に行政不服審査を申立てることができる。不服審査の決定に不服がある場合は、不服審査の決定書を受領した日より 15 日以内に裁判所に提訴することができる。或いは、行政行為がなされたことを知った、又は知り得た日から 6 ヶ月以内に、法律に従い、管轄権をもつ人民法院に行政訴訟を提起することができる。

(行政機関印)

年 月 日

本通知書を 年 月 日に受領した。

受領者署名：

(本証憑は一式 2 部とし、1 部を申請者に送達し、1 部は調査に備え保管する。)



## 付録 8

### 外国人訪中就労許可抹消証明

\_\_\_\_\_氏（旅券番号： \_\_\_\_\_ 就労許可番号： \_\_\_\_\_）の\_\_\_\_\_年  
\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までの有効  
期間について許可を取得していた外国人訪中就労許可は抹消したものとする。

(印)  
年 月 日

## 付録 9

## 企業/組織登録情報表

企業/組織名称 (中国語) *			
企業/組織名称 (英語) *			
所在行政区域* (国家基準)		業種*	
法定代表者/首席代表*		法定代表者/首席代表の身分証番号/旅券番号*	
手続業務担当部署責任者*		手続業務担当部署の責任者 携帯電話番号*	
組織機構コード/統一社会信用コード/認可証書番号*		組織機関形態*	
登記機関*		登録資本	
出資者国別		企業/組織設立日	
営業許可証又は認可文書の有効期限*		企業/組織の電話番号	
事務所の登記所在地*			
実際の事務所所在地*			
<p>行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負担することを誓約し、許可決定機関が必要に応じて補充調査を実施することに同意する。</p> <p style="text-align: right;">企業/組織印 年 月 日</p>			

- 注： 1. 企業/組織に英語名称がない場合、ピンインでの代替可。  
 2. 人事又は外事部の印に授権する場合、公式印授権登記書を提出しなければならない。

## 公式印授権登記書

\_\_\_\_\_外国専門家局：

外国人訪中就労許可申請に便宜を与え、当社は、ここに\_\_\_\_\_部門の公式印に当社の外国人訪中就労許可関連業務の手續に関する授権を行う。

雇用者（印）  
年 月 日

届出印の印影見本：

1. 2.

3. 4.

**外国人訪中就労許可申請表**  
**(訪中就労が 90 日を超える場合)**  
 APPLICATION FORM FOR FOREIGNER'S WORK PERMIT  
 (WORKING PERIOD OF MORE THAN 90 DAYS)

外国人就労許可証号 CURRENT WORK PERMIT NUMBER	記入の必要なし、システム上で自動生成			
姓 (旅券の通り表記) SURNAME (As in Passport)		名 (旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		写真 PHOTO
別名又はその他以前 使用したことがある 氏名 (英語) OTHER NAME USED		中国語氏名 CHINESE NAME		
性別 GENDER		国籍 NATIONALITY		
生年月日 DATE OF BIRTH(yyyy- mm-dd)		婚姻状況 MARITAL STATUS		
旅券類型 PASSPORT TYPE		旅券番号 PASSPORT NUMBER		旅券発行日 ISSUANCE DATE
旅券の有効期限 EXPIRATION DATE(yyyy-mm-dd)		最高学位 (学歴) HIGHEST ACADEMIC DEGREE		中国語レベル CHINESE PROFICIENCY
国外の職業資格証書 の有無 HAVE YOU EVER OBTAINED ANY PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATE ABROAD?		職業資格証書名称及 び番号 NAME AND NUMBER OF PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATES		申請者の電子メールア ドレス E-MAIL ADDRESS
旅券を発行したこと のある国全て LIST ALL COUNTRIES THAT EVER ISSUED YOU A PASSPORT		就労年数 LENGTH OF WORKING TIME		職務 OCCUPATION
雇用契約書/辞令に示 す中国での就労開始 日 INTENDED WORKING TIME IN CHINA		中国での就労を申請 する職位 INTENDED JOB TITLE IN CHINA		所属業種 INDUSTRY CATEGORY
雇用形態 EMPLOYMENT METHOD		報酬 SALARY (monthly)		公認されている業績 RECOGNIZED PROFESSIONAL ACHIEVEMENT
中国での就労を申請 する期間 INTENDED WORKING TIME IN CHINA		1 年における中国で の就労時間 (月) WORKING TIME IN CHINA PER YEAR(months)		世界的に著名な大学の 出身かどうか IF YOU ARE GRADUATED FROM WORLD RENOWNED UNIVERSITIES

業種主管機関による 認可の要否 HAVE YOU OBTAINED APPROVAL FROM RELATED CHINESE INDUSTRY AUTHORITY?		業種主管機関名 NAME OF INDUSTRY AUTHORITY		業種主管機関認可証書 番号 APPROVAL DOCUMENT NUMBER	
中国の職業資格証書 の有無 (参入許可 類) HAVE YOU EVER OBTAINED ANY CHINESE PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATE (for industry access)?		職業資格証書 (参 入許可類) 名称 NAME OF CHINESE PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATES (for industry access)		職業資格証書番号 NUMBER OF CHINESE PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATES OBTAINED (for industry access)	
グローバル 500 に選 ばれた企業、著名な 金融機関又は法律事 務所で在職したこと があるか DO YOU HAVE ANY EXPERIENCE IN WORLD TOP 500 COMPANIES, WELL- KNOWN FINANCIAL INSTITUTIONS OR LAW FIRMS?		上記勤務先で担当し た最高職位 HIGHEST POSITION YOU HAVE EVER HELD IN AFOREMENTIONED ORGANIZATIONS		中国における連続就労 年数 CONSECUTIVE WORKING YEARS IN CHINA	
国外の派遣機関名称 NAME OF DISPATCHING INSTITUTION ABROAD		派遣機関の所在国家 LOCATION OF DISPATCHING INSTITUTION ABROAD		特許などの知的財産権 を有しているか POSSESS ANY PATENT OR OTHER INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS	
中国での勤務先電話 番号 BUSINESS TELEPHONE NUMBER IN CHINA			中国での担当業務内容 JOB DESCRIPTION IN CHINA		
就学したことのある大学 (職業専門学校を含み、高など教育の経歴が無い場合、最高学歴を記入する) LIST ALL HIGHER EDUCATIONAL INSTITUTIONS YOU HAVE ATTENDED (INCLUDING VOCATIONAL INSTITUTIONS)					
名称 NAME	所在国家 LOCATION	在学期間 DATES OF ATTENDANCE	専攻 SPECIALITY	学位 ACADEMIC QUALIFICATION	
職歴 (直近 10 年以内のもの) LIST ALL EMPLOYERS YOU HAVE WORKED FOR					
勤務先名 NAME	所在国家 LOCATION	在職期間 DATES	職務 OCCUPATION	職位 JOB TITLE	担当業務 JOB DESCRIPTION

同行家族の状況 ACCOMPANYING FAMILY MEMBERS					
同行家族の有無 DO YOU HAVE ANY ACCOMPANYING MEMBER?			人数 NUMBER OF THE ACCOMPANYING MEMBERS		
同行家族の氏名 NAME (As in Passport)	生年月日 DATE OF BIRTH(yyyy- mm-dd)	性別 GENDER	国籍 NATIONALITY	申請者との関係 RELATIONSHIP TO THE APPLICANT	旅券番号 PASSPORT NUMBER
緊急時の連絡先 EMERGENCY CONTACT PERSON IN CHINA		連絡先電話番号 EMERGENCY CONTACT TELEPHONE NUMBER		電子メール アドレス E-MAILADDRESS	
外国人就労許可証の取得申請 APPLICATION FOR FOREIGNER'S WORK PERMIT					
入国日時 DATE OF ENTRY		所持する査証の種類 TYPE OF VISA HELD		査証番号 VISA NUMBER	
後に赦免又は撤回などの措置がとられたものを含め、過去に何らかの罪を犯し逮捕されたか有罪判決を受けたことがあるか。 HAVE YOU EVER BEEN ARRESTED OR CONVICTED FOR ANY OFFENSE OR CRIME, EVEN THOUGH SUBJECT OF A PARDON, AMNESTY OR OTHER SIMILAR LEGAL ACTION?					<input type="checkbox"/> はい YES
					<input type="checkbox"/> いいえ NO
公共の健康に影響を及ぼすような伝染病に感染したことや、危険を伴うような身体疾患や精神病に罹患したことがあるか HAVE YOU EVER BEEN AFFLICTED WITH A COMMUNICABLE DISEASE OF PUBLIC HEALTH SIGNIFICANCE OR A DANGEROUS PHYSICAL OR MENTAL DISORDER?					<input type="checkbox"/> はい YES
					<input type="checkbox"/> いいえ NO
過去に中国の法律に違反し、中国政府により護送されて出国したことがあるか。 HAVE YOU EVER VIOLATED THE LAW OF CHINA, AND DEPORTED FROM CHINA?					<input type="checkbox"/> はい YES
					<input type="checkbox"/> いいえ NO
本人は、本国及び国外において犯罪記録がなく、中国での就労開始後は中国の法律法規を厳格に遵守し、雇用者の各管理制度には自発的に従うことを誓約する。本申請表上に記入した回答は全て事実に基づき詳細に述べたもので、添付した書類は真実かつ有効なものであり、提出した内容に事実を反するか、不明確な点がある場合は本人が法的責任を負うことを誓約する。本人の雇用状況、勤務態度、業務遂行能力、学歴、個人的経歴及び無犯罪記録を含む、提出した全ての情報及び添付書類について					

調査を受けることを授権し、本人が満 60 歳を超えている場合は、中国での就労期間において必ず相応の医療保険に加入することを保証する。

I SOLEMNLY PROMISE THAT I HAVE NO CRIMINAL RECORD BOTH AT MY HOME COUNTRY AND ABROAD. WHEN I ARRIVE IN CHINA AND START TO WORK, I WILL STRICTLY ABIDE BY THE CHINESE LAWS AND REGULATIONS, AND CONSCIOUSLY OBEY THE MANAGEMENT SYSTEM OF THE EMPLOYING INSTITUTION. I CERTIFY THAT ALL THE ANSWERS TO THIS APPLICATION AND RELEVANT ATTACHMENTS TO IT ARE TRUE AND COMPLETED. IF THE INFORMATION IS FOUND TO BE UNTRUE OR UNCOMPLETED, I AM AWARE THAT I NEED TO UNDERTAKE CORRESPONDING LEGAL RESPONSIBILITIES. I UNDERSTAND THAT ALL OF THE INFORMATION IN THIS APPLICATION AND DOCUMENTS SUBMITTED WITH THIS APPLICATION MAY BE CHECKED BY RELEVANT PARTIES, INCLUDING MY EMPLOYMENT, WORK PERFORMANCE, ABILITIES, EDUCATION, PERSONAL EXPERIENCES AND CONVICTION RECORDS. I CONFIRM THAT, IF I AM OVER SIXTY YEARS OLD, I WILL APPLY FOR MEDICAL INSURANCE COVERAGE AS ARE NEEDED DURING MY WORK PERIOD IN CHINA.

申請者署名 SIGNATURE OF APPLICANT  
日付 DATE (yyyy-mm-dd)

雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負うことを誓約する。

THE EMPLOYER HEREBY DECLARES THAT ALL THE DOCUMENTS AND INFORMATIONS SUBMITTED TO THE AUTHORITY ARE TRUE, AND SHALL BE RESPONSIBLE TO THE AUTHENTICITY OF THE DOCUMENTS AND UNDERTAKE CORRESPONDING LEGAL RESPONSIBILITIES.

雇用者社印 (Seal of Employer)

年 月 日  
YYYY MM DD

## 外国人訪中就労許可申請表 (訪中就労が 90 日以下の場合、90 日を含む)

APPLICATION FOR FOREIGNER' S WORK PERMIT  
(WORKING PERIOD OF LESS THAN 90 DAYS, 90 DAYS INCLUDED)

外国人就労許可証号 CURRENT WORK PERMIT NUMBER	記入の必要なし、システム上で自動生成			
姓 (旅券の通り表記) SURNAME (As in Passport)		名 (旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		写真 PHOTO
別名又はその他以前 使用したことがある 氏名 (英語) OTHER NAME USED		中国語氏名 CHINESE NAME		
性別 GENDER		国籍 NATIONALITY		
生年月日 DATE OF BIRTH(yyyy- mm-dd)		婚姻状況 MARITAL STATUS		
最高学位 (学歴) HIGHEST ACADEMIC DEGREE		旅券類型 PASSPORT TYPE		旅券番号 PASSPORT NUMBER
旅券発行日 ISSUANCE DATE		旅券の有効期限 EXPIRATION DATE (yyyy-mm-dd)		雇用者 EMPLOYER
業種主管機関による 認可の要否 HAVE YOU OBTAINED APPROVAL FROM RELATED CHINESE INDUSTRY AUTHORITY?		業種主管機関名 NAME OF INDUSTRY AUTHORITY		業種主管機関認可証書 番号 APPROVAL DOCUMENT NUMBER
中国国内での就労地 INTENDED WORKING PLACE(S) IN CHINA		中国での就労期間 INTENDED LENGTH OF WORKING TIME IN CHINA		中国での勤務先電話番 号 BUSINESS TELEPHONE NUMBER IN CHINA
中国におけるビジネ ス用電子メールアドレス E-MAIL ADDRESS				業務スケジュール WORK SCHEDULE

本人は、本国及び国外において犯罪記録がなく、中国での就労開始後は中国の法律法規を厳格に遵守し、雇用者の各管理制度には自発的に従うことを誓約する。本申請表上に記入した回答は全て事実に基づき詳細に述べたもので、添付した書類は真実かつ有効なものであり、提出した内容に事実と反するか、不明確な点がある場合は本人が法的責任を負うことを承諾する。本人の雇用状況、勤務態度、業務遂行能力、学歴、個人的経歴及び無犯罪記録を含む、提出した全ての情報及び添付書類について調査を受けることを授権し、本人が満 60 歳を超えている場合は、中国での就労期間において必ず相応の医療保険に加入することを保証する。

I SOLEMNLY PROMISE THAT I HAVE NO CRIMINAL RECORD BOTH AT MY HOME COUNTRY AND ABROAD. WHEN I ARRIVE IN CHINA AND START TO WORK, I WILL STRICTLY ABIDE BY THE CHINESE LAWS AND REGULATIONS, AND CONSCIOUSLY OBEY THE MANAGEMENT SYSTEM OF THE EMPLOYING INSTITUTION. I CERTIFY THAT ALL THE ANSWERS TO THIS APPLICATION AND RELEVANT ATTACHMENTS TO IT ARE TRUE AND COMPLETED. IF THE INFORMATION IS FOUND TO BE UNTRUE OR UNCOMPLETED, I AM AWARE THAT I NEED TO UNDERTAKE CORRESPONDING LEGAL RESPONSIBILITIES. I UNDERSTAND THAT ALL OF THE INFORMATION IN THIS APPLICATION AND DOCUMENTS SUBMITTED WITH THIS APPLICATION MAY BE CHECKED BY RELEVANT PARTIES, INCLUDING MY EMPLOYMENT, WORK PERFORMANCE, ABILITIES, EDUCATION, PERSONAL



EXPERIENCES AND CONVICTION RECORDS. I CONFIRM  
THAT, IF I AM OVER SIXTY YEARS OLD, I WILL APPLY FOR MEDICAL INSURANCE COVERAGE AS ARE  
NEEDED DURING MY WORK PERIOD IN CHINA.

申請者署名 SIGNATURE OF APPLICANT  
日付 DATE (yyyy-mm-dd)

雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の  
実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負うことを誓約する。

THE EMPLOYER HEREBY DECLARES THAT ALL THE DOCUMENTS AND INFORMATIONS SUBMITTED TO THE  
AUTHORITY ARE TRUE, AND SHALL BE RESPONSIBLE TO THE AUTHENTICITY OF THE DOCUMENTS AND  
UNDERTAKE CORRESPONDING LEGAL RESPONSIBILITIES.

雇用者社印 (Seal of Employer)

年 月 日  
YYYY MM DD

## 外国専門家訪中招聘状申請表

## APPLICATION FOR FOREIGN EXPERTS INVITATION

外国専門家訪中招聘状申請番号 APPLICATION NUMBER FOR FOREIGN EXPERTS INVITATION	記入の必要なし、システム上で自動生成			
姓 (旅券の通り表記) SURNAME (As in Passport)		名 (旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		写真 PHOTO
別名又はその他以前使用したことがある氏名(英語) OTHER NAME USED		中国語氏名 CHINESE NAME		
性別 GENDER		国籍 NATIONALITY		
生年月日 DATE OF BIRTH(yyyy-mm-dd)		婚姻状況 MARITAL STATUS		
最高学位(学歴) HIGHEST ACADEMIC DEGREE		旅券類型 PASSPORT TYPE		旅券番号 PASSPORT NUMBER
旅券発行日 ISSUANCE DATE		旅券の有効期限 EXPIRATION DATE(yyyy-mm-dd)		雇用者 EMPLOYER
業種主管機関による認可の要否 HAVE YOU OBTAINED APPROVAL FROM RELATED CHINESE INDUSTRY AUTHORITY?		業種主管機関名 NAME OF INDUSTRY AUTHORITY		業種主管機関認可証書番号 APPROVAL DOCUMENT NUMBER
中国での勤務先電話番号 BUSINESS TELEPHONE NUMBER IN CHINA		中国でのビジネス用電子メールアドレス E-MAIL ADDRESS		入国予定回数 INTENDED NUMBER OF ENTRIES
団体人数 NUMBER OF GROUP		経費出所 SOURCE OF FUNDING		金額 SUM OF MONEY
申請する中国での就労期間 INTENDED LENGTH OF WORKING TIME IN CHINA				業務スケジュール WORK SCHEDULE

本人は、本国及び国外において犯罪記録がなく、中国での就労開始後は中国の法律法規を厳格に遵守し、雇用者の各管理制度には自発的に従うことを誓約する。本申請表上に記入した回答は全て事実に基づき詳細に述べたもので、添付した書類は真実かつ有効なものであり、提出した内容に事実と反するか、不明確な点がある場合は本人が法的責任を負うことを承諾する。本人の雇用状況、勤務態度、業務遂行能力、学歴、個人的経歴及び無犯罪記録を含む、提出した全ての情報及び添付書類について調査を受けることを授権し、本人が満60歳を超えている場合は、中国での就労期間において必ず相応の医療保険に加入することを保証する。

I SOLEMNLY PROMISE THAT I HAVE NO CRIMINAL RECORD BOTH AT MY HOME COUNTRY AND ABROAD. WHEN I ARRIVE IN CHINA AND START TO WORK, I WILL STRICTLY ABIDE BY THE CHINESE LAWS AND REGULATIONS, AND CONSCIOUSLY OBEY THE MANAGEMENT SYSTEM OF THE EMPLOYING INSTITUTION. I

CERTIFY THAT ALL THE ANSWERS TO THIS APPLICATION AND RELEVANT ATTACHMENTS TO IT ARE TRUE AND COMPLETED. IF THE INFORMATION IS FOUND TO BE UNTRUE OR UNCOMPLETED, I AM AWARE THAT I NEED TO UNDERTAKE CORRESPONDING LEGAL RESPONSIBILITIES. I UNDERSTAND THAT ALL OF THE INFORMATION IN THIS APPLICATION AND DOCUMENTS SUBMITTED WITH THIS APPLICATION MAY BE CHECKED BY RELEVANT PARTIES, INCLUDING MY EMPLOYMENT, WORK PERFORMANCE, ABILITIES, EDUCATION, PERSONAL EXPERIENCES AND CONVICTION RECORDS. I CONFIRM THAT, IF I AM OVER SIXTY YEARS OLD, I WILL APPLY FOR MEDICAL INSURANCE COVERAGE AS ARE NEEDED DURING MY WORK PERIOD IN CHINA.

申請者署名 SIGNATURE OF APPLICANT  
日付 DATE (yyyy-mm-dd)

雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負うことを誓約する。  
THE EMPLOYER HEREBY DECLARES THAT ALL THE DOCUMENTS AND INFORMATIONS SUBMITTED TO THE AUTHORITY ARE TRUE, AND SHALL BE RESPONSIBLE TO THE AUTHENTICITY OF THE DOCUMENTS AND UNDERTAKE CORRESPONDING LEGAL RESPONSIBILITIES.

雇用者社印 (Seal of Employer)

年 月 日  
YYYY MM DD

## 外国人訪中就労許可期間延長申請表

## APPLICATION FORM FOR EXTENTION OF FOREIGNER'S WORK PERMIT

外国人就労許可証番号 WORK PERMIT NUMBER	外国人就労証番号を入力すると基本情報が自動的に反映され、修正することができる。				
姓 (旅券の通り表記) SURNAME (As in Passport)		名 (旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		写真 PHOTO	
その他以前使用したことのある氏名 (英語) OTHER NAME USED		中国語氏名 CHINESE NAME			
性別 GENDER		国籍 NATIONALITY			
生年月日 DATE OF BIRTH (yyyy-mm-dd)		婚姻状況 MARITAL STATUS			
旅券類型 PASSPORT TYPE		旅券番号 PASSPORT NUMBER		旅券発行日 ISSUANCE DATE	
旅券の有効期限 EXPIRATION DATE (yyyy-mm-dd)		最高学位 (学歴) HIGHEST ACADEMIC DEGREE		中国語レベル CHINESE PROFICIENCY	
国外の職業資格証書の有無 HAVE YOU EVER OBTAINED ANY PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATE ABROAD?		職業資格証書名称及び番号 NAME AND NUMBER OF PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATES		申請者の電子メールアドレス E-MAIL ADDRESS	
所持する査証の種類 TYPE OF VISA HELD		査証番号 VISA NUMBER		有効期限 EXPIRATION DATE (yyyy-mm-dd)	
所持する居留許可の種類 RESIDENCE PERMIT TYPE		居留許可番号 RESIDENCE PERMIT NUMBER		有効期限 EXPIRATION DATE (yyyy-mm-dd)	
旅券を発行したことのある国全て LIST ALL COUNTRIES THAT EVER ISSUED YOU A PASSPORT		関連する職歴 RELATED WORKING EXPERIENCE AND LENGTH OF WORKING TIME		職務 OCCUPATION	
雇用契約書/辞令に記載する中国での就労開始日 INTENDED WORKING TIME IN CHINA		中国での就労を申請する職位 INTENDED JOB TITLE IN CHINA		所属業種 INDUSTRY CATEGORY	
雇用形態 EMPLOYMENT METHOD		報酬 SALARY (monthly)		公認されている業績 RECOGNIZED PROFESSIONAL ACHIEVEMENT	
就労を申請する予定の期間		1年における中国での就労時間		世界的に著名な大学の出身かどうか IF	

INTENDED WORKING TIME IN CHINA		(月) WORKING TIME IN CHINA PER YEAR(months)		YOU ARE GRADUATED FROM WORLD RENOWNED UNIVERSITIES	
業種主管機関による認可の要否 HAVE YOU OBTAINED APPROVAL FROM RELATED CHINESE INDUSTRY AUTHORITY?		業種主管機関名 NAME OF INDUSTRY AUTHORITY		業種主管機関認可証書番号 APPROVAL DOCUMENT NUMBER	
中国の職業資格証書の有無 (参入許可類) HAVE YOU EVER OBTAINED ANY CHINESE PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATE (for industry access)?		職業資格証書 (参入許可類) 名称 NAME OF CHINESE PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATES (for industry access)		職業資格証書番号 NUMBER OF CHINESE PROFESSIONAL QUALIFICATION CERTIFICATES OBTAINED (for industry access)	
グローバル 500 に選ばれた企業、著名な金融機関又は法律事務所等で在職したことがあるか DO YOU HAVE ANY EXPERIENCE IN WORLD TOP 500 COMPANIES, WELL-KNOWN FINANCIAL INSTITUTIONS OR LAW FIRMS?		上記勤務先で担当した最高職位 HIGHEST POSITION YOU HAVE EVER HELD IN AFOREMENTIONED ORGANIZATIONS		中国における勤続年数 CONSECUTIVE WORKING YEARS IN CHINA	
国外の派遣機関名称 NAME OF DISPATCHING INSTITUTION ABROAD		派遣機関の所在国家 LOCATION OF DISPATCHING INSTITUTION ABROAD		特許などの知的財産権を有しているか POSSESS ANY PATENT OR OTHER INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS	
就学したことのある大学 (職業専門学校を含み、高など教育の経歴が無い場合、最高学歴を記入する) LIST ALL HIGHER EDUCATIONAL INSTITUTIONS YOU HAVE ATTENDED (INCLUDING VOCATIONAL INSTITUTIONS)					
名称 NAME	所在国家 LOCATION	在学期間 DATES OF ATTENDANCE	専攻 SPECIALITY	学位 ACADEMIC QUALIFICATION	
職歴 (直近 10 年以内のもの) LIST ALL EMPLOYERS YOU HAVE WORKED FOR					
勤務先名 NAME	所在国家 LOCATION	在職期間 DATES	職務 OCCUPATION	職位 JOB TITLE	担当業務 JOB DESCRIPTION

<p>雇用者は、行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負い、決定機関が必要に応じて補充調査を行うことに同意する。</p> <p>Reference revision: The employer hereby declares that all the documents and information submitted to the authority are true, and shall be responsible for the authenticity of the documents and undertake corresponding legal responsibilities. The employer should give the consent to the authority's supplementary investigation as necessary.</p> <p style="text-align: center;">雇用者社印 ( Seal of Employer)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 YYYY MM DD</p>					
<p style="text-align: right;">申請者署名 : SIGNATURE OF APPLICANT</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 YYYY MM DD</p>					

## 外国人訪中就労許可変更申請表

APPLICATION FORM FOR CHANGE OF FOREIGNER'S WORK PERMIT

外国人就労許可証 号 WORK PERMIT NUMBER	外国人就労証番号を入力すると基本情報が自動的に反映され、修正することはできない。				
姓 (旅券の通り表 記) SURNAME (As in Passport)		名 (旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		照片 PHOTO	
その他以前使用した ことのある氏名 (英語) OTHER NAME USED					
中国語氏名 CHINESE NAME		性別 GENDER			
生年月日 DATE OF BIRTH(yyyy-mm-dd)		国籍 NATIONALITY			
変更事項 CHANGED OBJECTS		変更前 BEFORE CHANGE		変更後 AFTER CHANGE	
<p>雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負い、決定機関が必要に応じて補充調査を行うことに同意する。</p> <p>Reference revision: The employer hereby declares that all the documents and information submitted to the authority are true, and shall be responsible for the authenticity of the documents and undertake corresponding legal responsibilities. The employer should give the consent to the authority's supplementary investigation as necessary.</p> <p>雇用者社印 (Seal of Employer)</p> <p>年 月 日 YYYY MM DD</p>			<p>申請者署名 : SIGNATURE OF APPLICANT</p> <p>年 月 日 YYYY MM DD</p>		

## 外国人訪中就労許可抹消申請表

## APPLICATION FORM FOR CANCELLATION OF FOREIGNER'S WORK PERMIT

外国人就労許可証号 WORKPERMITNUMBER	外国人就労証番号を入力すると基本情報が自動的に反映され、修正することはできない。			
姓 (旅券の通り表記) SURNAME (As in Passport)		名 (旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		写真 PHOTO
その他以前使用したことのある姓 (英語) OTHER SURNAME USED		中国語氏名 CHINESE NAME		
生年月日 DATE OF BIRTH(yyyy-mm-dd)		性別 GENDER		
国籍 NATIONALITY		婚姻状況 MARITAL STATUS		
中国での雇用者名 NAME OF EMPLOYER IN CHINA		組織機構コード又は 認可証書番号 ORGANIZATIONAL CODE (Registration Certificate) NUMBER		
抹消理由 REASON FOR CANCELLATION	雇用契約書解 除日 CONTRACT TERMINATED		雇用契約書終 了日 CONTRACT ENDED	その他 OTHER REASONS
<p>雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負い、決定機関が必要に応じて補充調査を行うことに同意する。</p> <p>Reference revision: The employer hereby declares that all the documents and information submitted to the authority are true, and shall be responsible for the authenticity of the documents and undertake corresponding legal responsibilities. The employer should give the consent to the authority's supplementary investigation as necessary.</p> <p>雇用者社印 (Seal of Employer) 年 月 日 YYYY MM DD</p>		<p>申請者署名： SIGNATURE OF APPLICANT</p> <p>年 月 日 YYYY MM DD</p>		



## 外国人訪中就労許可証再発行申請表

## APPLICATION FORM FOR RENEWAL OF FOREIGNER'S WORK PERMIT CARD

外国人工作 許可証番号 WORKPERMITNUMBER	外国人就労証番号を入力すると基本情報が自動的に反映される。			
姓(旅券の通り表記) SURNAME (As in Passport)		名(旅券の通り表記) FIRST AND MIDDLE NAMES (As in Passport)		写真 PHOTO
その他以前使用した ことのある氏名 (英語) OTHER SURNAME USED		中国語氏名 CHINESE NAME		
生年月日 DATE OF BIRTH (yyyy-mm-dd)		性別 GENDER		
国籍 NATIONALITY		婚姻状況 MARITAL STATUS		
中国での雇用者名 NAME OF EMPLOYER IN CHINA		組織機構コード又 は認可証書番号 ORGANIZATIO NAL CODE (Registration Certificate) NUMBER		
再発行理由 REASON FOR RENEWAL	紛失 LOST	毀損 DAMAGED	その他 OTHERS	
<p>雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、真実の状況を報告するとともに、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負い、決定機関が必要に応じて補充調査を行うことに同意する。</p> <p>The employer hereby declares that all the documents and information submitted to the authority are true, and shall be responsible for the authenticity of the documents and undertake corresponding legal responsibilities. The employer should give the consent to the authority's supplementary investigation as necessary.</p> <p>雇用者印 (Seal of Employer)</p> <p>年 月 日 YYYY MM DD</p>		<p>申請者署名： SIGNATURE OF APPLICANT</p> <p>年 月 日 YYYY MM DD</p>		

## 企業/組織登録情報変更表

企業/組織登録番号			
原登録企業/組織名*			
組織機構コード/統一 社会信用コード/認可 証書番号*			
連絡者		電話番号	
変更事項	変更前	変更後	
<p>雇用者は行政機関に対し真実通りに関係書類を提出し、申請書類の実質的内容の真実性について責任を負い、関連の法的責任を負担することを誓約し、許可決定機関が必要に応じて補充調査を実施することに同意する。 上記の通り本企业/組織の登録情報変更を申請する。</p> <p style="text-align: center;">企業/組織印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>			

## 付録 10

### 外国人訪中就労許可申請書類見本

1. 営業許可証副本の写し
2. 関連資格許可証書の写し
3. 最高学歴証書及び教育部留学サービスセンター認証書類
4. 専門資格証明書
5. 健康診断証明書の写し（中国国内の検査検疫機関が発行したもの）
6. 健康診断証明書の写し（在外大使館、領事館指定の様式）
7. 有効な労働契約書
8. 辞令
9. 有効な旅券
10. 査証及び居留許可
11. 外国人夫婦の婚姻証明書
12. 子女の出生証明書
13. 納税証明書
14. 賞状、表彰状
15. 外国人無犯罪記録証明書及び認証証明書
16. 雇用者の発行した経済上の紛争により離職していないことの証明書原本
17. 外国企業の駐在員事務所の首席代表、代表業務証
18. 国外の NGO 代表機構の登記証書（正本）
19. 国外の NGO 代表機構の登記証書（副本）
20. 国外の NGO 代表機構首席代表証

見本 1 営業許可証副本の写し

JNG [REDACTED]



# 营 业 执 照

(副本)

统一社会信用代码 9 [REDACTED] B

名 称 [REDACTED] 有限公司

类 型 有限责任公司(自然人独资)

住 所 天津市 [REDACTED]

法 定 代 表 人 [REDACTED]

注 册 资 本 [REDACTED]

成 立 日 期 二 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

营 业 期 限 2 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日至长期

经 营 范 围 机械设备及配件、自动化设备制造、加工、销售；模具、汽车配件加工；电子部件、通讯器材、五金部件批发兼零售；模具技术开发、转让。(依法须经批准的项目，经相关部门批准后方可开展经营活动)

[REDACTED]

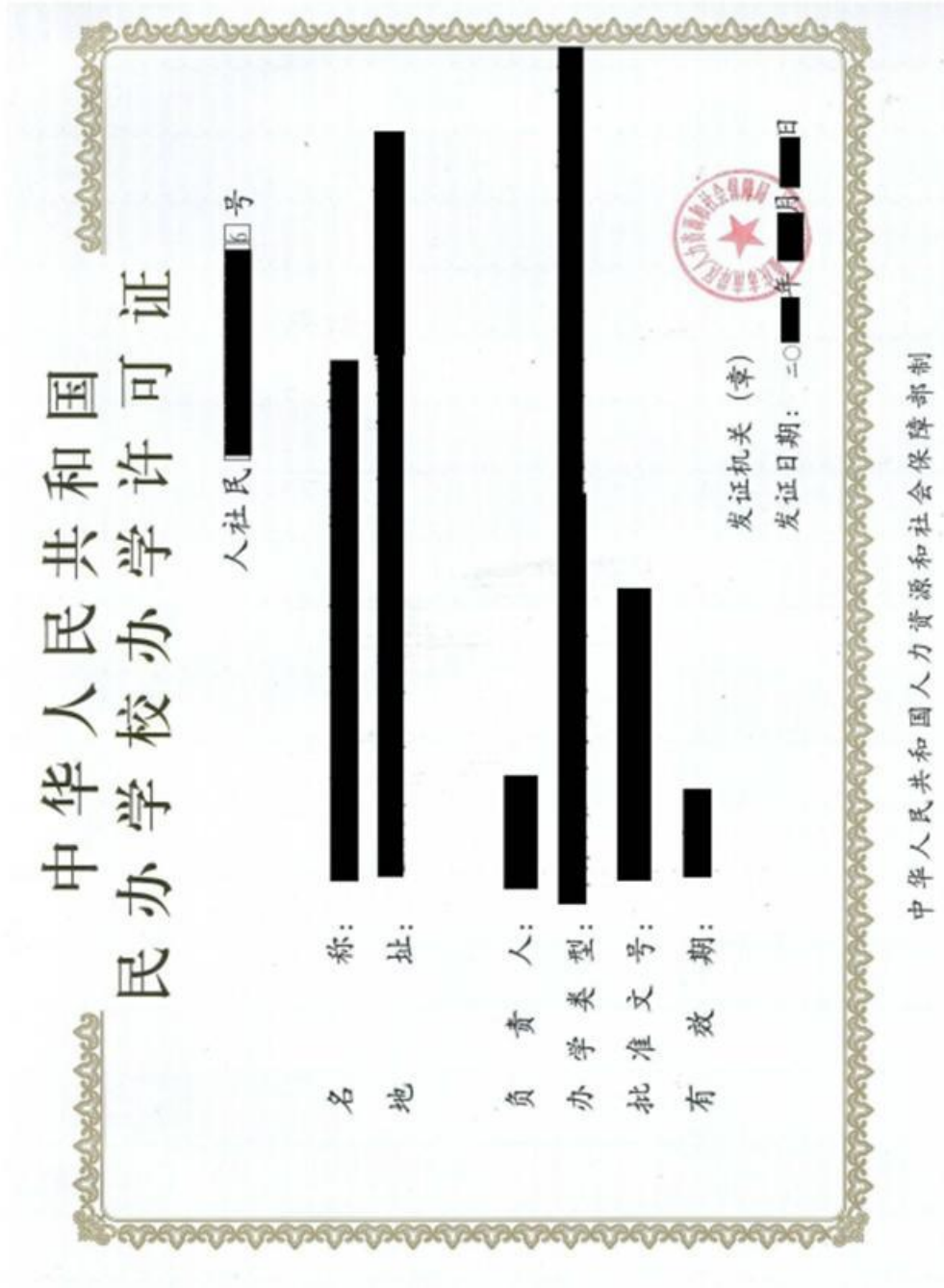
登记机关 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日



<http://www.gsxt.gov.cn/>

企业信用信息公示系统网址： 中华人民共和国国家工商行政管理总局监制

見本2 関連資格許可証書の写し



見本 3 最高学歴証書及び教育部留学サービスセンター認証証明書





教育部留学服务中心

Chinese Service Center for Scholarly Exchange

## 国外学历学位认证书

教留服认俄 号

，女，俄罗斯国籍，

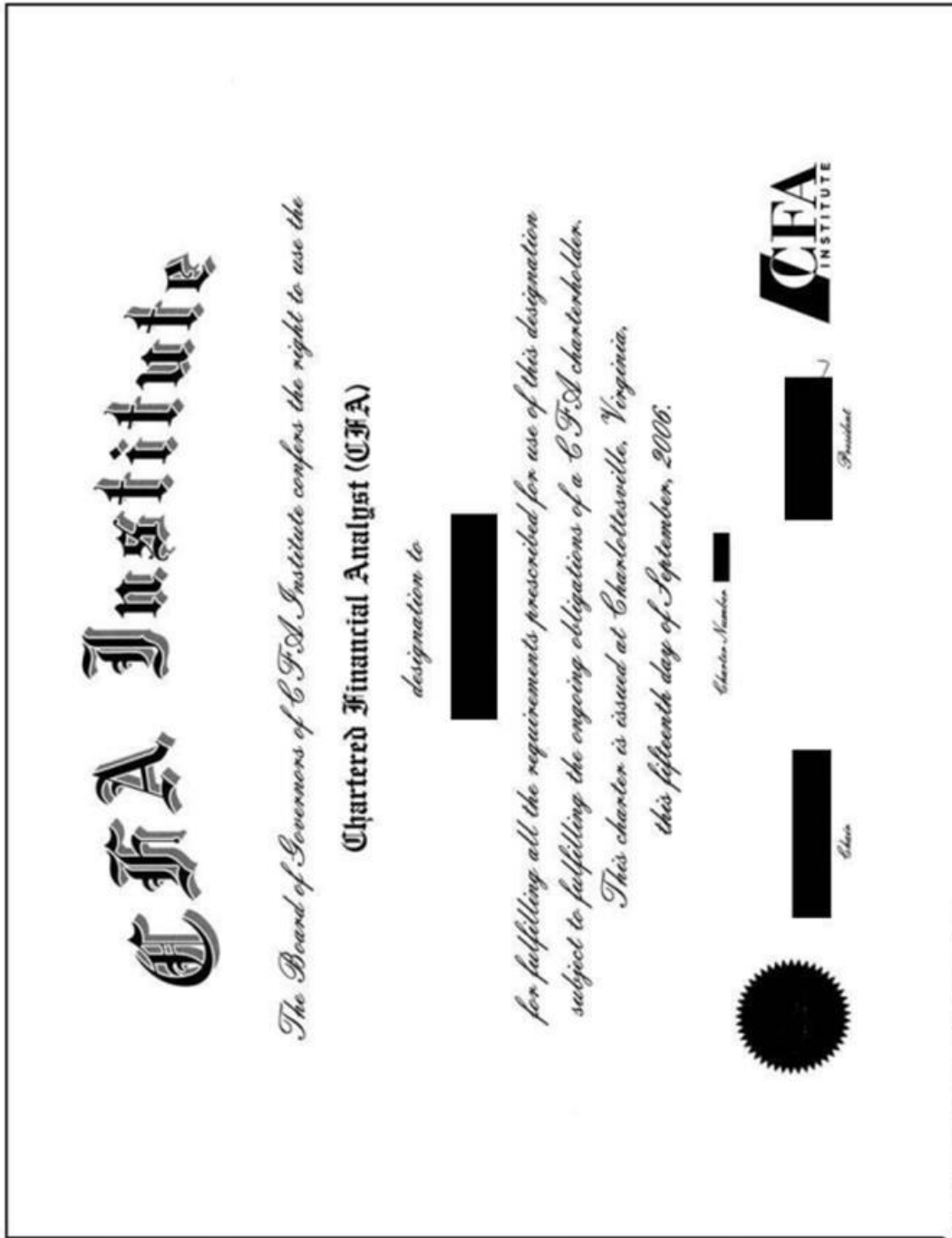
生于俄罗斯。

起在俄罗斯远东国立大学（Far Eastern National University）学习新闻学（电视与广播）专业，成绩合格，于 夫得俄罗斯联邦国家学位评审委员会颁发的新闻工作者专家证书。

经核查，远东国立大学系俄罗斯正规高等学校，该校设有新闻学（电视与广播）专业。获新闻工作者专家证书与俄罗斯普通国立大学颁发的硕士文凭同属一个层次，并表明其具有相应的学历。该证书属俄罗斯高教改革前颁发的文凭，在当时的教育体制下，大学一般不设学士和硕士学位，学制为5至6年，毕业后颁发专家证书，并可以直接攻读副博士学位。



見本 4 専門資格証明書





見本5 健康診断証明書の写し(中国国内の検査検疫機関が発行したもの)

 中华人民共和国出入境检验检疫  
ENTRY-EXIT INSPECTION AND QUARANTINE  
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA  
境外人员体格检查记录验证证明  
CERTIFICATE OF VERIFICATION  
(FOR PHYSICAL EXAMINATION RECORD FOR FOREIGNER OR OVERSEAS CHINESE)

正本

120107011  
编号 No. \_\_\_\_\_

姓 / Surname \_\_\_\_\_ 名 / Given names \_\_\_\_\_

性别 / Sex \_\_\_\_\_ 出生日期 / Date of birth \_\_\_\_\_  
男 / Male

国籍 / Nationality \_\_\_\_\_ 证件号码 / Passport or ID No. \_\_\_\_\_  
美国 / American

职业 / Occupation \_\_\_\_\_  
管理人员 / Manager

公司 / 学校 / 其它 Company / school / others \_\_\_\_\_

通讯地址[中国] / Mailing address (China) \_\_\_\_\_

电话号码[中国] / Telephone Number (China) \_\_\_\_\_



■ 兹证明此申请人所持健康检查记录, 经过验证, 符合要求。  
■ 本证明自签发之日起, 有效期为六个月。

This is to certify that the health examination record held by this applicant accords with the requirement as a result of verification.  
This certificate is valid for six months from the date of issue.

医生姓名 / Name of Doctor \_\_\_\_\_ 医生签名 / Signature of Doctor \_\_\_\_\_  
田卉 TIAN HUI 

签发日期 / Date of issue \_\_\_\_\_ 签发地点 / Place of issue \_\_\_\_\_  
18 Dec., 2015 中国天津市塘沽新港二号路2-1126号  
No. 2-1126 Xingang 2nd Road,  
Tanggu, TIANJIN, P. R. CHINA



[5-7(2003.1.1)\*1]

  
AA0942540

見本 6 健康診断証明書の写し (在外大使館、領事館指定様式)

外国人体格検査記録 PHYSICAL EXAMINATION RECORD FOR FOREIGNER					
姓名 Name	[REDACTED]	性別 Sex	<input checked="" type="checkbox"/> 男 Male <input type="checkbox"/> 女 Female	出生日期 Birth Day-Month-Year	[REDACTED]
现在通讯地址 Present mailing address		[REDACTED]		血型 Blood type	[REDACTED]
国籍 Nationality	[REDACTED]	出生地址 Birth Place	[REDACTED]	[REDACTED]	
过去是否患有下列疾病：(每项后面请回答“否”或“是”) Have you ever had any of the following diseases? (Each item must be answered "Yes" or "No")					
斑疹伤寒 Typhus fever	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	菌痢 Bacillary dysentery	<input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	[REDACTED]	
小儿麻痹症 Poliomyelitis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	布氏杆菌病 Brucellosis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	[REDACTED]	
白喉 Diphtheria	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	病毒性肝炎 Viral hepatitis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	[REDACTED]	
猩红热 Scarlet fever	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	产褥期链球菌 Puerperal streptococcus infection	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	[REDACTED]	
回归热 Relapsing fever	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	感染	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes	[REDACTED]	
伤寒和付伤寒 Typhoid and paratyphoid fever	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
流行性脑脊髓膜炎 Epidemic cerebrospinal meningitis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
是否患有下列危及公共秩序和安全的病症：(每项后面请回答“否”或“是”) Do you have any of the following diseases or disorders endangering the public order and security? (Each item must be answered "Yes" or "No")					
毒物癖 Toxicomania	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
精神错乱 Mental confusion	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
精神病 Psychosis: 躁狂型 Manic Psychosis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
妄想型 Paranoid psychosis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
幻觉型 Hallucinatory psychosis	<input checked="" type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes				
身高 Height	[REDACTED] 厘米 cm	体重 Weight	[REDACTED] 公斤 kg	血压 Blood pressure	[REDACTED] 毫米汞柱 mmHg
发育情况 Development	[REDACTED]	营养情况 Nourishment	[REDACTED]	颈部 Neck	[REDACTED]
视力 左 L Vision 右 R	[REDACTED]	矫正视力 左 L Corrected vision 右 R	[REDACTED]	眼 Eyes	[REDACTED]
辨色力 Colour sense	[REDACTED]	皮肤 Skin	[REDACTED]	淋巴结 Lymph nodes	[REDACTED]
耳 Ears	[REDACTED]	鼻 Nose	[REDACTED]	扁桃体 Tonsils	[REDACTED]
心 Heart	[REDACTED]	肺 Lungs	[REDACTED]	腹部 Abdomen	[REDACTED]
编号: 42 (19×27cm)					

見本 7 有効な労働契約書

6/7

**天津 [redacted] 有限公司**  
**Tianjin [redacted] Co., Ltd**

中国天津市津南区小站镇黄台工业与经济发展中心 [redacted] 邮编: [redacted] 电话: [redacted] 传真: [redacted]  
Xiaozhan Industrial & Economic Development Center, Xiaozhan County, Jinnan Dist, Tianjin, China 300353  
Internet website: [redacted] Fax: [redacted] Email: [redacted]@[redacted].com

---

**Job Contract 工作合同**

Between 签字

Party A 甲方: Tianjin [redacted] Company Limited  
天津 [redacted] 有限公司

Party B 乙方:

Position 职位: General Manager 总经理  
Location 地点: [redacted] Huantai Economic and Industrial Development Center,  
Xiaozhan County, Jinnan District, Tianjin, China  
中国津南区小站镇黄台经济与工业发展中心 [redacted] 号

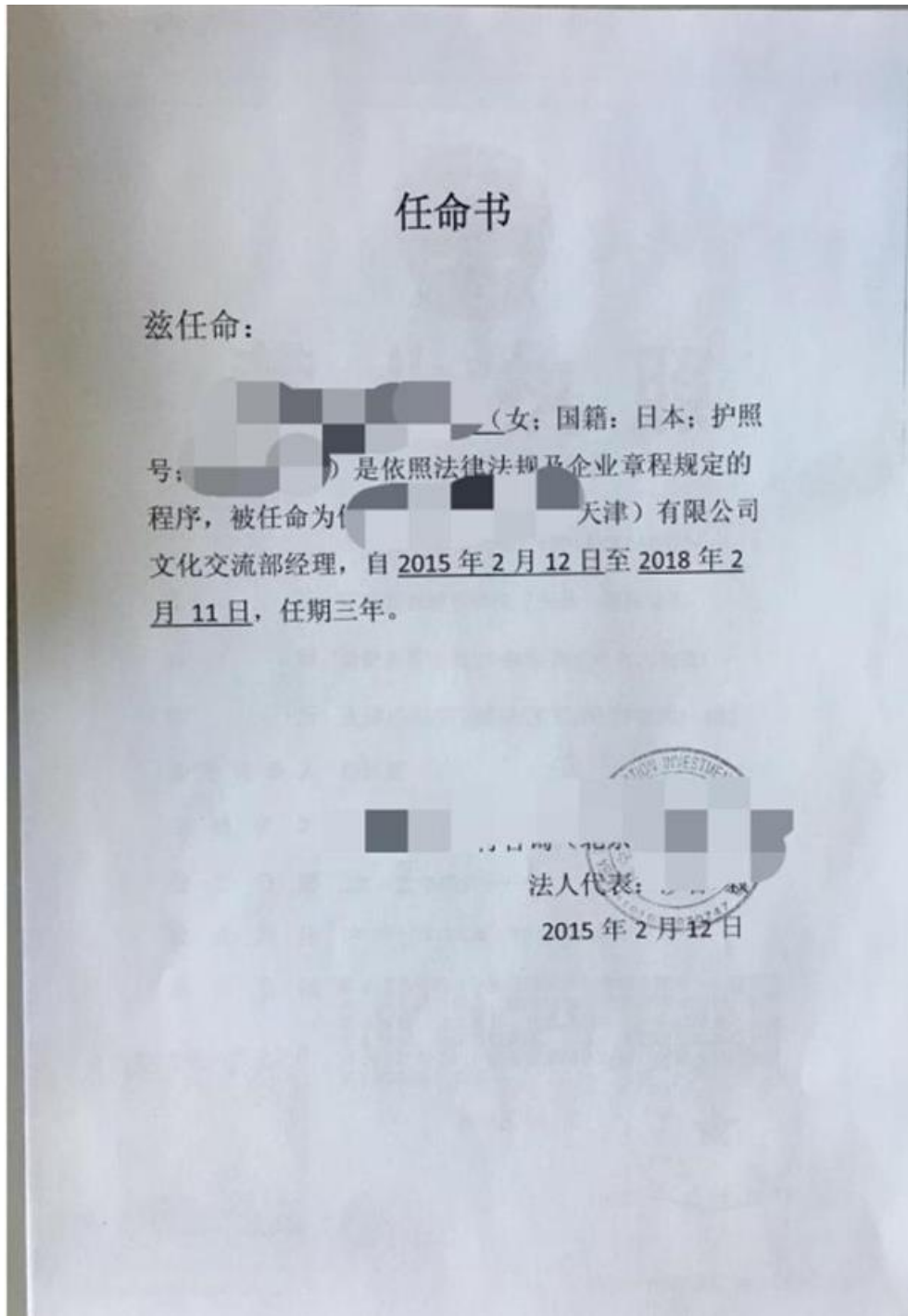
Terms and Conditions 条件:  
This contract with Tianjin [redacted] Company Limited is considered to be a five years contract from 01 Jan 2015 to 31 Dec 2020.  
The contract will be auto-extended for another one year if both parties have non-disagreement per contract.  
与天津 [redacted] 有限公司签署的本合同期限为 5 年。时间: 2015 年 01 月 01 日至 2020 年 12 月 31 日。  
如双方无异议, 合同自动延长一年。

Responsibility, please see attached.  
工作职责, 见附件。

Party A 甲方  
[redacted]  
[redacted]  
Tianjin [redacted] Co., Ltd  
天津 [redacted] 有限公司  
Date: 10 December 2014 年 12 月 10 日

Party B 乙方:  
[redacted]  
[redacted]  
Date: 10 December 2014 年 12 月 10 日

見本 8 辞令



見本 9 外国人の有効な旅券





見本 11 外国人夫婦の婚姻証明書


State of Nevada }  
County of Clark }

# State of Nevada Marriage Certificate

No. [REDACTED] 70

This is to certify that the undersigned,  
[REDACTED] (PRINT NAME AND TITLE OF OFFICIAL PERFORMING MARRIAGE)  
did on the 16<sup>th</sup> day of November, 2009  
at [REDACTED] (ADDRESS OR CHURCH)  
Las Vegas, Nevada,  
join in lawful wedlock  
of FRANKFURT GERMANY  
and  
of FRANKFURT GERMANY  
with their mutual consent, in the presence of  
[REDACTED] (WITNESS)  
[REDACTED]  
[REDACTED] (Signature of official performing marriage (print not only))  
[REDACTED] (Print Name and Title of Official)  
[REDACTED] (Address of official performing marriage)  
[REDACTED] (City, State and Zip Code)

Shirley B. Paffhaugre, County Clerk



Reproduced by Request to the printer nearest

見本 12 子女の出生証明書

**STATE OF CALIFORNIA**  
CERTIFICATION OF VITAL RECORD

COUNTY OF LOS ANGELES DEPARTMENT OF PUBLIC HEALTH

**CERTIFICATE OF LIVE BIRTH**  
STATE OF CALIFORNIA  
USE BLACK INK ONLY

1 [REDACTED] 9  
LOCAL REGISTRATION NUMBER

THIS CHILD	1A. NAME OF CHILD - FIRST [REDACTED]	1B. MIDDLE [REDACTED]	1C. LAST [REDACTED]	
	2. SEX [REDACTED]	3A. THIS BIRTH REGISTERED FOR US [REDACTED]	3B. MULTIPLE THE CHILD BY ONE TWO [REDACTED]	4A. DATE OF BIRTH - MM/DD/YYYY [REDACTED]
PLACE OF BIRTH	5A. PLACE OF BIRTH - NAME OF HOSPITAL OR FACILITY WHITTIER HOSPITAL		5B. STREET ADDRESS - STREET AND NUMBER OR LOCATION [REDACTED]	
	6C. CITY WHITTIER		6D. COUNTY LOS ANGELES	
MOTHER	7A. NAME OF MOTHER - FIRST [REDACTED]	7B. MIDDLE [REDACTED]	7C. LAST [REDACTED]	8. DATE OF BIRTH - MM/DD/YYYY 04/[REDACTED]/1981
	9A. NAME OF FATHER - FIRST [REDACTED]	9B. MIDDLE [REDACTED]	9C. LAST [REDACTED]	8. DATE OF BIRTH - MM/DD/YYYY 12/[REDACTED]/1980
ATTENDING AND REPRESENTATIVE	10. CERTIFY THAT I HAVE REVIEWED THE STATE INFORMATION AND THAT IT IS TRUE AND CORRECT TO THE BEST OF MY KNOWLEDGE.		11A. FATHER OR OTHER APPOINTED SIGNATURE [REDACTED]	11B. RELATIONSHIP TO CHILD MOTHER
	10. CERTIFY THAT THE CHILD HAS RESIDENCE AT THE DATE, HOUR, AND PLACE STATED.		11A. ATTENDING PHYSICIAN - SIGNATURE AND DO-DATE OF TITLE [REDACTED]	11B. DATE OF BIRTH - MM/DD/YYYY 06/[REDACTED]/2013
	12. PHYSICIAN NAME, TITLE AND QUALIFYING ADDRESS OF ATTENDING ABRAHAM HAN, MD, 1850 AXUSA AVE. #309, HACIENDA HEIGHTS		13. LICENSE NUMBER G072378	14. DATE OF BIRTH - MM/DD/YYYY 06/[REDACTED]/2013
	15. DATE OF BIRTH - MM/DD/YYYY [REDACTED]		16. STATE FILE NO. - DOB/SEX ONLY [REDACTED]	17. LOCAL REGISTRATION SIGNATURE [REDACTED]
			18. DATE ACCEPTED FOR REGISTRATION - MM/DD/YYYY 07/[REDACTED]/2013	

This is a true certified copy if the record filed in the County of Los Angeles Department of Public Health if it bears the Registrar's signature in purple ink.

[REDACTED] DATE ISSUED JUL - 2013

Director of Public Health and Registrar

This copy not valid unless prepared on registered border displaying seal and signature of Registrar.



見本 13 納税証明書

**中华人民共和国**  
**个人所得税完税证明**

(2005-1) 粤地93

填发日期: 2005 年 4 月 22 日

纳税人识别号  
身份证号码

**样**  
属时期  
**(1)**

珠海红山寰印有限公司  
TEL: 0756-7253889 FAX: 0756-7253889

合计

实缴税款

地方税务局  
(盖章)  
征收专用章

感谢您为祖国繁荣昌盛做出的贡献!  
Thank you for your contribution to  
China's flourishing and prosperity!

纳税人完税凭证

見本 14 賞状、表彰状



見本 15 無犯罪記録証明書及びび認証証明書

別記様式第2号

### 犯罪経歴証明書

Certificate of Criminal Record

氏名  
Name

性別  
Sex

生年月日  
Date of birth

国籍等  
Nationality

旅券番号  
Passport No.

提出先  
Information released to:

中国 関係機関  
The Competent Authorities of China

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば記載すべき犯罪経歴は認められない。  
This is to certify that according to the fingerprint files currently maintained by the National Police Agency of Japan, the person mentioned above does not have any applicable criminal record as of the time of issuance of this certificate.

Je soussigné, certifie par la présente que, après avoir effectué des recherches dans le registre des empreintes digitales conservé par l'Agence de la Police Nationale japonaise, la personne mentionnée ci-dessus n'a aucun antécédent criminel à la date à laquelle ce certificat est établi.

Durch dieses Zeugnis, ausgestellt vom Nationalen Polizeiamt Japan, wird bescheinigt, dass für die oben erwähnte Person bis zum Datum der Ausstellung des Zeugnisses in Japan kein früherer Strafreigistereintrag im Fingerabdruckregister des Nationalen Polizeiamts Japan besteht.

El presente certifica que la persona arriba mencionada no tiene ningún antecedente criminal aplicable en el Japón hasta la fecha de la expedición de este certificado, según los archivos de sus huellas digitales que conservan la Agencia Nacional de Policía del Japón.

発行日(西暦)  
Date of issue


2015年11月26日  
(Nov. 26, 2015)

愛知県警察本  
警視監

Koichi Masuda  
Senior Commissioner  
Chief of Aichi Prefectural Police Headquarter

Official  
Ministry of Foreign Affairs  
(Consular Service Division)

for legalization by the foreign consul in Japan  
to verify that the Seal affixed to this document  
is genuine.  
DEC 14 2015



(2015)日領認字第 [ ] 号

茲证明前函文书上日本国外务省の印章和该省官员  
小川文子の签字均属实。

该文书内容由出文机构负责。

中华人民共和国  
驻日本国大使馆领事部  
一等秘书兼领事

2015年12月16日



見本 16 雇用者の発行する経済上の紛争により離職していない  
ことの証明書の原本

## 离职证明

(个人原因离职适用)

\_\_\_\_\_先生/女士(身份证号: \_\_\_\_\_),  
自\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日入职我公司担任\_\_\_\_\_部\_\_\_\_\_一  
职, 劳动合同期限为\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月  
\_\_\_\_\_日。\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日因个人原因申请离职, 工作年  
限: \_\_\_\_\_年, 期间工作良好, 无不良表现。

现已离职, 并办理交接手续。

因未签订保密与竞业限制相关协议, 遵从择业自由。

特此证明。

公司盖章:

签字:

日期: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

---

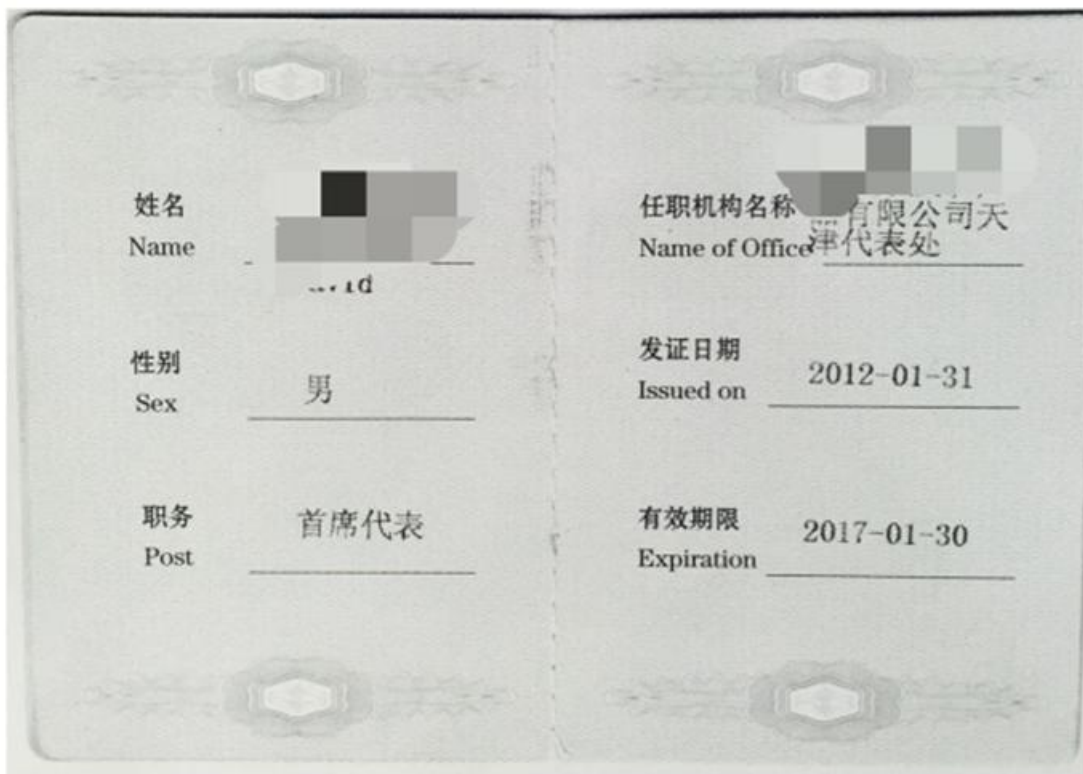
## 签收回执

本人已收到\_\_\_\_\_公司于\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
出具的《离职证明》。

签收人(签名):

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

見本 17 駐在員事務所の首席代表、代表業務証



見本 18 国外の NGO 代表機構の登記証書 (正本)



見本 19 国外の NGO 代表機構の登記証書 (副本)

境外非政府组织代表机构  
登记证书  
(副本)

中华人民共和国公安部印制

---

证书编号:  
统一社会信用代码:

名称:  
住所:  
首席代表:  
业务主管单位:  
活动地域:  
业务范围:

发证机关:  
发证日期: 年 月 日

年检记录


持证须知

- 《境外非政府组织代表机构登记证书》是境外非政府组织的合法身份和依法开展活动的凭证。《境外非政府组织代表机构登记证书》增加登记事项机关印章后为有效。
- 《境外非政府组织代表机构登记证书》分正本和副本，正本和副本具有同等法律效力，境外非政府组织代表机构应当将正本摆放在办公场所的醒目位置。
- 《境外非政府组织代表机构登记证书》不得涂改、转让、出租、出借、除登记管理机关以外，其他任何单位和个人不得扣留、收缴。
- 境外非政府组织代表机构变更登记事项，应当按照有关规定向原登记管理机关申请换领《境外非政府组织代表机构登记证书》；如遗失或损毁《境外非政府组织代表机构登记证书》，应当立即向登记管理机关报告，并依照有关规定申请补发。
- 境外非政府组织代表机构终止活动，应当在办理注销手续时持《境外非政府组织代表机构登记证书》交回原登记管理机关。
- 本证书由公安部统一印制，任何单位和个人不得私自印制。

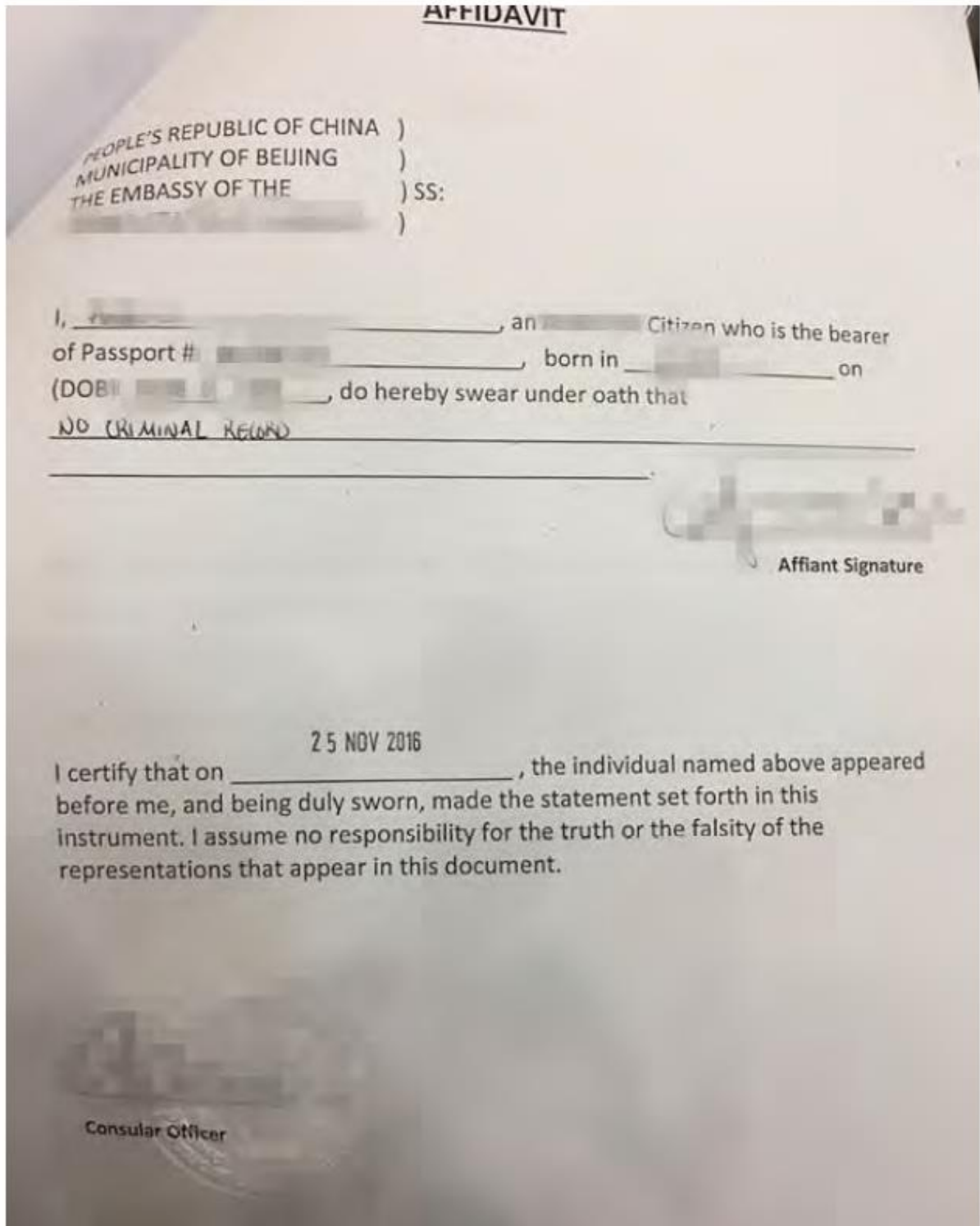
見本 20 国外の NGO 代表機構首席代表証





付録 11

不適切な文書の例  
誤りの例 1 : 無犯罪記録に係る宣誓文書



## 宣誓书

中华人民共和国  
驻华大使馆

宣誓人 [redacted] 公民 ( 护照号码 [redacted] ) [redacted] 年 6 月 6 日中国  
出生，宣誓无犯罪记录。

宣誓人签字

我在 2016 年 11 月 25 日此公证以上的美国公民宣誓人在我面前发誓以上宣  
誓的内容。我在此不承担任何法律责任。

[redacted] 大使馆长官签字



## 誤りの例2：最高学歴（学位）証書の写しについて宣誓の性質をもつ認証

**宣誓书**

我， 声明前述是我保存我的学士学位证书的复印件。

签名

纽约州  
纽约市

宣誓于 2016 年 12 月 15 日

公证人或事务专员

公证人，

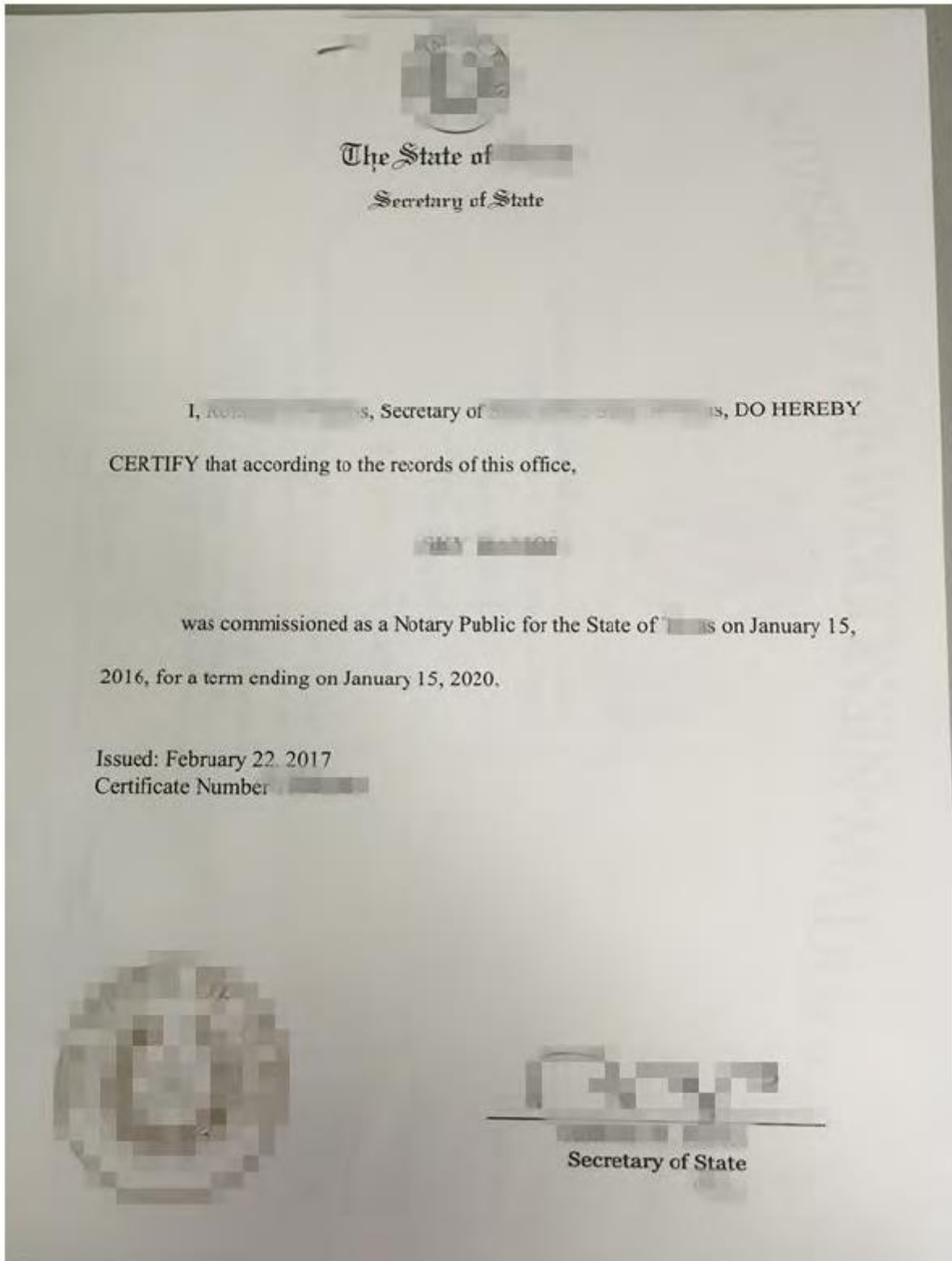
编号：

授权于纽约市

有效期限：2016 年 12 月 15 日



誤りの例3：原本に対しての認証ではなく、文書を受け取ったことのみを証明しているもの



## 付録 12

### 質疑事例

#### 1. 外国人訪中就労許可「二つの証明書の一本化」とは何か。

答え：2015年12月30日、国务院行政审查認可制度改革業務指導小グループ事務室が人力資源社会保障部・国家外国専門家局へ『外国人訪中就労許可を一本化に係る意見についてのレター』（審改弁[2015]95号）正式に返答し、「外国人入国就業許可」と「外国専門家訪中労働許可」を「外国人訪中就労許可」に一本化し、国家外国専門家局が許可の責を負い、業務を実施することに同意した。

90日を超える訪中就労については、「二つの証明書の一本化」は、もと「外国専門家訪中労働許可証」・「外国人就業許可証」であったものを「外国人就労許可通知書」に一本化し、電子データ化の方法を採用して、雇用者及び申請者がシステムでプリントアウトできるようにした。また、もと「外国専門家証」・「外国人就業証」であったものを「外国人就労許可証」に一本化し、これを外国人の中国における就労の合法的証書とすることにした。

90日以下（90日を含む）の訪中就労について、外国人訪中就労許可又は外国専門家訪中招聘状を申請することができる。

#### 2. 外国人訪中就労許可業務の申請条件は。

答え：（1）雇用者の基本条件

- ①法に則り設立し、重大な違法による信用失墜記録がないこと
  - ②雇用する外国人が従事する職務は、特殊な需要があり、暫時、国内には適当な人材を欠き、国家の関連規定に違反しない職務であること
  - ③雇用する外国人に支払う給与、報酬は、その地の最低給与基準を下回らないこと
- また、法令で業種所管機関による予備審査認可を経なければならないと規定している場合、認可を経なければならない。

（2）申請者の基本条件

満18歳以上の者で、身体が健康で、犯罪記録がなく、国内に定まった合法的な雇用者があり、その職務に必要な専門技能や適合する知的レベルを有していなければならない。従事する職務が中国の経済社会の発展の必要性に適合し、国内で緊急に必要な専門人材でなければならない。法令に外国人の中国での就労について別段の定めがあるときはその規定に従う。

### 3. 雇用者が外国人を雇用し訪中就労（90日を超える場合）をさせるときの具体的プロセスはどのようなものか。

答え：（1）雇用者又は専門サービス機構が外国人訪中就労管理サービスシステムでアカウントを作成のうえ、ログインのうえ、システムで許可申請を提出し、認可を経た後「外国人就労許可通知書」をシステムでプリントアウトする。

（2）外国人は、「外国人就労許可通知書」及びその他の必要資料を持って、中華人民共和国在外大使館・領事館にてZ査証、F査証又はR査証を申請する。

（3）外国人は有効な査証で入国後15日以内に雇用者はシステムで「外国人就労許可証」の受け取りを申請し、所在地の外国人就労管理機関で証明書を受領する。

（4）外国人は有効な査証で入国してから30日以内に、雇用者の所在地を管轄する公安機関出入国管理機関にて就労に係る居留許可証を申請しなければならない。

### 4. 外国人訪中就労許可（90日を超える場合）を申請する際にどのような証明書類を提出する必要があるか

答え：外国人訪中就労許可申請表・職務経歴証明書・最高学位（学歴）証書又は関連の認可文書・職業資格証明・無犯罪記録証明書・健康診断証明書・雇用契約書又は辞令（多国籍企業の派遣レターを含む）などである。

### 5. 90日以下（90日を含む）の訪中就労を申請する場合、どのような証明書類を提出する必要があるか。具体的なプロセスはどのようなものか。

答え：外国人訪中就労許可又は外国専門家訪中招聘状にかかる申請表は、招聘する外国人の費用の手配や申請者による無犯罪記録の誓約を明記しなければならない。業務契約、プロジェクト契約、提携協議又は招聘元企業の招聘説明には、招聘する外国人の費用の手配や招聘行為の真実性についての承諾、招聘される外国人の中国での費用の支払いなどについての担保を明記しなければならない。

受理機関は、書類の提出日から5業務日以内（書類提出の当日を期間に算入しない）に、システムで提出された書類について予備審査と受理を行わなければならない。書類が揃い、条件を満たす場合、受理し、システム上で受理通知を作成する。受理機関がシステムで受理した後、決定期間は、受理の日から5業務日以内に審査を行い、決定をしなければならない。外国人訪中就労許可（90日以下の場合、90日を含む）を申請する場合、条件及び基準を満たす場合、行政許可を行う決定を下し、「外国人就労許可通知書」をシステムに作成する。外国専門家訪中招聘状を申請する場合、発行機関にて紙の外国専門家訪中招聘状を受け渡す。全てのプロセスにおいて、システムで手続し、紙の書類を提出し審査確認する必要はない。

## 6. どのような状況であれば、国内において外国人訪中就労許可(90日を超えるもの)を申請することができるか。どのような書類を提出するのか。具体的なプロセスはどのようなものか。

答え：(1) 他の査証又は有効な居留許可証で、すでに中国に入国しているハイレベル人材(Aクラス)

(2) 中国で就労している外国人で、雇用者が変更となるものの、職務(職業)は変わらず、かつ、就労にかかる居留許可が有効期間中の場合

(3) 中国国民の外国籍配偶者や子女及び中国で永住又は就労している外国人の配偶者や子女で、有効な査証を持っているか、有効期間中の居留許可を持っている場合

(4) 自由貿易区、全面イノベーション改革試験区の優遇政策に適合する場合

(5) 雇用者が多国籍企業の中国地域本部の優遇政策に適合しそれを享受する場合

(6) 企業グループ内部の人事異動である場合

(7) 政府間協議又は協定を履行する場合

(8) 就労査証を既に所持している在中機関の代表者、90日以下の外国人訪中就労許可を取得しており、居留有効期間内であり、国内の雇用者に法に則り雇用された場合

(9) 5年以内に、中国において合法的に連続して1年以上就労し、信用が良好な場合(1年を含む)

(10) その他、審査認可機関が条件を満たすと認定した場合

外国人訪中就労許可(90日を超える訪中就労)を国内申請し、認可された場合、「外国人就労許可証」を直接取得することができる。有効な査証又は居留許可が期間満了となる前に、雇用者の所在地を管轄する公安機関出入国管理機構にて就労に係る居留許可証を申請するものとする。

## 7. 外国ハイレベル人材(Aクラス)が外国人訪中就労許可を申請する場合、どのような優遇措置があるか。

答え：(1) 受理機関はシステムで予備審査を通過すれば直接受理し、電子版の受理証明書を発行する。申請者は入国前に紙の書類を提出し、審査に供する必要はない。

(2) 国内の人材計画に入選した外国ハイレベル人材は、全てのプロセスにおいて、システムで手続きを行い、紙の資料を提出し審査に供する必要はない。

(3) 『外国人訪中就労分類基準』の外国ハイレベル人材(Aクラス)における、(イ)中国の人材計画に入選した者、及び(ロ)国際的に認められた専門実績基準に適合する者の場合、職務経歴証明書は、誓約制を採用する。

(4) 『外国人訪中就労分類基準』の外国ハイレベル人材(Aクラス)における、(イ)中国の人材計画に入選した者、及び(ロ)国際的に認められた専門実績基準に適合する者、及び(ハ)市場の動向に合致した奨励類職位に必要とされる外国人人材に適合する者、及び(ニ)イノベーション・スタートアップ人材である場合、最高学位(学歴)証明書は、誓約制を採用する。

(5) 無犯罪記録証明書は、誓約制を採用する。

(6) 他の査証又は有効な居留許可証で、すでに中国に入国している場合、国内において外国人訪中就労許可を申請することができる。

(7) 外国人訪中就労許可、外国人訪中就労許可の期間延長・抹消を申請する場合、決定機関は5業務日以内に審査を行い、決定を下す。

(8) 90日以下の訪中就労を申請する場合、外国専門家訪中招聘状を申請し、他の外国専門家を同行させることができる。外国専門家訪中招聘状を取得後は、F査証を申請し、複数回出入国することができ、入国後就労にかかる居留許可証明を申請しなくてもよい。

(9) 最長で5年にわたる外国人訪中就労許可を与えることができる。

## 8. 外国人が「外国人就労許可通知書」を取得後、在外大使館・領事館にて査証を申請する場合、招聘状や招聘確認状を申請する必要があるか。

答え；2017年3月13日の人力資源社会保障部『「外国人在中国就業管理規定」の改訂についての決定』（第32号令）の規定に基づいて、「外国人就労許可通知書」を取得した後に、被授權機関に対して招聘状や招聘確認状を申請する必要がなくなった。

## 9. 12333 やインターネットなどを通じて外国人訪中就労許可について報告し、権限のある機関によって更なる処理を行う場合、どのような基礎情報を提出し、確認に供しなければならぬか。

答え：外国人の訪中就労は、外交・公安・工商・税務・社会保険など複数の機関に関係し、国家の安全と地方の安定に直接関わるものである。速やかに業務情報を確認し、問い合わせ受理の業務における困難な問題を解決し、サービスの質を向上し、雇用者の信用評価メカニズムを構築するため、関連する問題を報告する場合、雇用者の名称、業務の申請番号、報告をした者の氏名、身分証番号、報告をした者と雇用者との間の関係など、真実かつ完全な情報を提供する必要がある。



---

同報：中国共産党中央組織部、国務院各部・委員会・各直属機関、国務院行政  
審査認可制度改革業務指導小グループ弁公室

国家外国専門家局

2017年3月29日公布

---

本資料は、北京市大地法律事務所のご厚意により、ジェトロが同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、原文は中国国家外国専門家局のウェブサイト (<http://www.safea.gov.cn/>) でご覧いただけます。